

神河町 第4次地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和8（2026）年2月

神河町



目

次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の方針	1
2 地球温暖化対策に向けた動向	2
3 神河町のこれまでの取組	6
第2章 第4次計画の概要	8
1 計画の位置付け及び目的	8
2 基本的事項	11
第3章 温室効果ガス排出状況	14
1 温室効果ガス排出量算定式	14
2 温室効果ガス排出状況	15
第4章 温室効果ガス排出削減目標.....	28
1 温室効果ガス排出削減目標設定の概要	28
2 目標設定の考え方	28
3 温室効果ガス削減目標	30
第5章 目標達成に向けた取組	31
1 取組方針	31
2 温室効果ガス排出削減に資する取組	33
3 2050 ロードマップ.....	47
第6章 実行計画の推進	48
1 計画の進め方	48
2 計画の運用フロー	52

第1章 計画の概要

1 計画改定の方針

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条に基づき、本町の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）に位置づけられるものです。

本町は、「温対法」に基づき、「神河町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定して以来、今日まで約15年間、「神河町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第3次計画」という。）に取り組んできました。その結果、概ね計画目標を達成してきました。

「第3次計画」策定後、近年では能登半島地震、初の南海トラフ地震臨時情報発表、災害級の猛暑など、自然災害や気候変動の脅威に対する備えの必要性を実感すると共に、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症拡大は、私たち一人ひとりの生活様式にも変化をもたらしました。

また、そういった背景を受け、政府の令和2（2020）年10月の2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念に「温対法」が令和3（2021）年、令和4（2022）年、令和6（2024）年と3回改正され、また国の「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」が令和3（2021）年5月、令和7（2025）年2月に2回改定され、地球温暖化問題をはじめ、エネルギー政策における社会情勢は大きく変化しつつあると言えます。

本町としても、令和3（2021）年3月に「第3次計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできたところであり、このたび、令和8（2026）年3月末で「第3次計画」が期間満了となることを受け、国内外の動向や取組の進捗等を踏まえ「神河町第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第4次計画」という。）を策定し、さらなる取組の推進を図ります。



2 地球温暖化対策に向けた動向

2-1 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年の国連サミットで、世界が共に目指すべき持続可能な開発の目標が示されました。これは「SDGs」と呼ばれ、Sustainable Development Goalsの頭文字をとったもので、17個の目標と169個のターゲットがあります。この目標は、「誰も置き去りにしない」多様で包摂的な社会を作ることを目指しており、すべての国が参加する普遍的なものです。地球温暖化に関する目標もあり、「7 クリーンなエネルギーを皆に提供する」や「13 気候変動への対策を講じる」などが該当します。



（出典：国際連合広報センター）

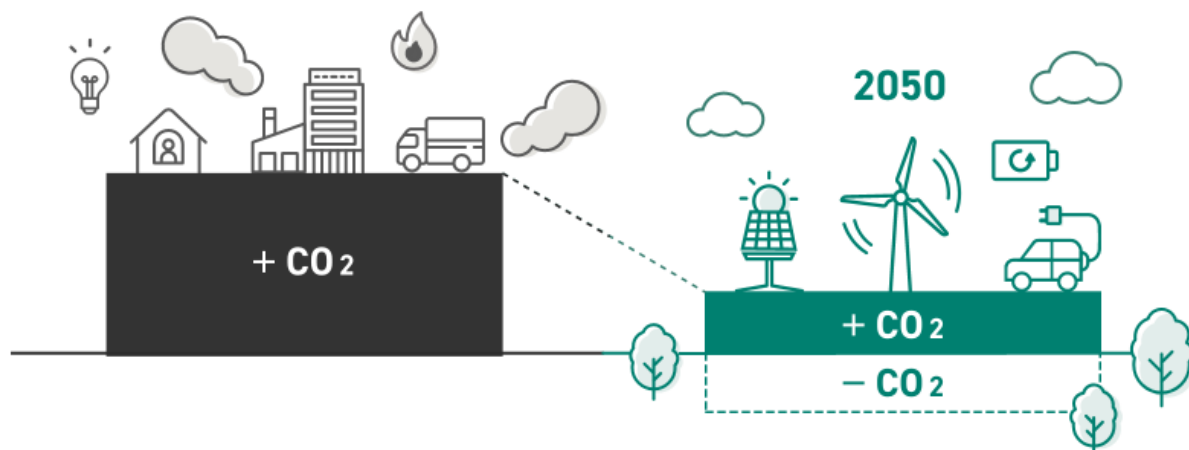
図 1-1 SDGsにおける17の目標

2-2 パリ協定

平成27（2015）年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2℃よりも十分下方に抑え、さらに1.5℃に抑える努力の追求をしていくこと、この目的を達成するために今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡（世界全体でのカーボンニュートラル※）させることなどが、世界的な目標として設定されました。

※「カーボンニュートラル」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。





(出典：環境省「脱炭素ポータル」)

図 1-2 カーボンニュートラルとは

2-3 国の2050年カーボンニュートラル

わが国では、菅元首相による所信表明（令和2（2020）年10月）及び米国主催「気候サミット」（令和3（2021）年4月）において、「2050年カーボンニュートラルの長期目標と、統合的で野心的な目標として、わが国が、令和12（2030）年度において、温室効果ガスの平成25（2013）年度からの46%削減を目指すことを宣言すると共に、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを表明しました。

令和3（2021）年5月には「地球温暖化対策計画」及び「エネルギー基本計画」を見直し、さらに令和7（2025）年2月には再度「地球温暖化対策計画」及び「エネルギー基本計画」の見直しを行いました。

「地球温暖化対策計画」では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で46%削減し、令和17（2035）年度には同比60%削減、令和22（2040）年度には同比73%削減することとしています。

「第7次エネルギー基本計画」では、現状（令和5（2023）年度）のエネルギー自給率15.2%を令和22（2040）年度に30~40%程度引き上げ、また、現状（令和5（2023）年度）の太陽光発電を含む再生可能エネルギーの電源構成比22.9%を令和22（2040）年度に40~50%に引き上げる見通しとなっています。

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
 ※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
 ※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
 ※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

（出典：環境省「脱炭素ポータル」）

図 1-3 地球温暖化対策計画（2030年度、2040年度の温室効果ガス削減目標）

	2023年度 （速報値）	2040年度 （見通し）
エネルギー自給率	15.2%	3～4割程度
発電電力量	9854億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成		
再エネ	22.9%	4～5割程度
太陽光	9.8%	23～29%程度
風力	1.1%	4～8%程度
水力	7.6%	8～10%程度
地熱	0.3%	1～2%程度
バイオマス	4.1%	5～6%程度
原子力	8.5%	2割程度
火力	68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量	3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 （2013年度比）	22.9% ※2022年度実績	73%

（出典：経済産業省 資源エネルギー庁「第7次エネルギー基本計画の概要」）

図 1-4 2040年度におけるエネルギー需給の見通し



また、政府においても「温対法」第20条第1項に基づき、「地球温暖化対策計画」に即する事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減等のための措置に関する計画である「政府実行計画」が、令和7（2025）年2月に閣議決定されました。

同計画では、平成25（2013）年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに50%、令和17（2035）年度までに65%、令和22（2040）年度までに79%削減することを目標とし、庁舎等における省エネの徹底や太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の優先的な調達、GX製品の率先調達、フロン類の排出抑制等の措置を講ずることとしています。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組	
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。 ✓ ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。 <p style="text-align: right;">※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物</p>
財やサービスの購入・使用に当たっての取組	
公用車/ LED	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。 ※ 電動車は代替不可能なものを除く
電力調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
GX製品	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。 ※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの
その他の温室効果ガス排出削減等への配慮	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制に係る取組を強化 ✓ Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。 ✓ 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。 ※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

（出典：環境省「政府実行計画の見直し」）

図 1-5 政府実行計画概要



3 神河町のこれまでの取組

第3次計画策定以来の本町の地球温暖化対策に関する主な取組としては、以下の内容が挙げられます。

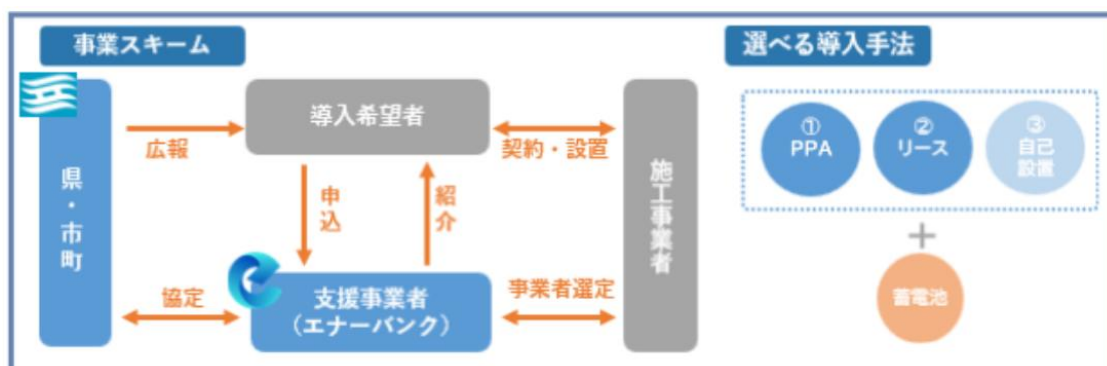
表 1-1 本町のこれまでの取組内容

取組事業	取組概要
令和3年度 神河町地域再生可能エネルギー導入目標策定、並びに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	令和32（2050）年度までにゼロカーボンの達成、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で65%削減することを目標（森林吸収量は加味せず）とし、太陽光発電設備を令和12(2030)年度までに概ね750kW程度、令和32（2050）年度までに概ね3,500kW導入することを目指して取り組んでいます。
令和4年度 ゼロカーボンなまち宣言	令和2（2020）年7月10日に「クールチョイスなまち」宣言を行い、クールチョイス（賢い選択：地球温暖化対策）を推進しています。「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、先人から受け継いできた大切な資源から地球環境にやさしいエネルギーを創出し、活用すると共に、持続可能な形で美しい自然環境を未来の子どもたちに引き継ぐため、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロの「ゼロカーボンなまち」を目指すことを宣言し、取り組みを進めています。
第1期～5期 かみかわ未来環境塾の創設とその活動	令和3（2021）年度以降、毎年、約20名の塾生が集まり、「ゼロカーボンなまち」実現のための活動を開催しています（年4回程度）。かみかわ未来環境塾は、私たち一人ひとりが地球温暖化の影響について危機感を持ち、持続可能な神河町を未来に引き継ぐために何ができるのかを考え、実践できる人材の育成を目的としています。
令和5年度 神河町脱炭素化施策展開事業計画策定	令和32（2050）年度にカーボンゼロを達成するため、「神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で掲げる7つの基本施策について、いつどのように実行していくのかを具体化させた「神河町脱炭素化施策展開事業計画」を策定し、取り組んでいます。
令和6年度 脱炭素ハンドブック制作	令和32（2050）年度までにカーボンゼロを達成するため、脱炭素化（温室効果ガス削減）に向けた具体的な取組を町民等へ普及啓発することを目的に制作し、町民等へ配布するなどの取組を行っています。



取組事業	取組概要
令和6年度 神河町地域気候変動適応計画策定	近年、地球温暖化の影響で地球全体の平均気温の上昇や大雨の頻度が上がっています。これに伴い、農作物の品質・生産性の低下や動植物の分布変化、熱中症リスクの増大、大雨による災害の発生など、さまざまな分野へと影響が広がっています。気候変動対策は大きく分けて2つ、温室効果ガス排出量を減らす「緩和」と、将来予想される被害を回避・軽減させる「適応」があり、本町ではこの「適応策」について言及した「神河町地域気候変動適応計画」を策定し、取り組んでいます。
令和7年度 事業者用太陽光発電の共同調達支援事業	本町では事業者用太陽光発電設備の普及を推進しています。県内の自治体が令和7（2025）年度から令和10（2028）年度まで連携して実施する「ひょうご事業者用太陽光発電の共同調達支援事業※」に本町も参画し、経済的に太陽光発電設備を導入できる取組を行っています。
令和7年度 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金	本町では環境への影響が少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出削減を図るための自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する経費の一部を補助しています。

※「ひょうご事業者用太陽光発電の共同調達支援事業」とは、兵庫県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電の導入を希望する事業者を募り、施工事業者とマッチングを行う事業です。本事業では、導入方式（①PPA②リース③購入）の選択が可能で、支援事業者による見積取得や提案の比較検討に関するサポート、スケールメリットを活かした価格低減、施工事業者の適格性等の審査による品質確保といったメリットがあります。これにより、事業者への太陽光発電のさらなる普及拡大を図ります。



(出典：兵庫県ホームページ)

図 1-6 事業者用太陽光発電の共同調達支援事業のスキーム

第2章 第4次計画の概要

1 計画の位置付け及び目的

第4次計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が定めることとされている地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置づけます。

また、本町の町長部局における事務・事業は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）の特定事業者として、エネルギー使用状況の把握や省エネルギー化の推進が義務となっています。

省エネルギー化への取組は、地球温暖化対策にとっても重要な位置付けとなることから、本町では第4次計画の運用による温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減における取組の合理化を目指すものとします。

さらに、上位計画である「第2次神河町長期総合計画（後期計画）」や「神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「神河町脱炭素化施策展開事業計画」、「神河町地域気候変動適応計画」、公共施設の管理見通しや将来のあり方などを示す「神河町公共施設等総合管理計画」等、各種の環境関連計画との整合性に配慮しながら、関係部局との連携等を図り、全庁的に取り組んでいくものとします。

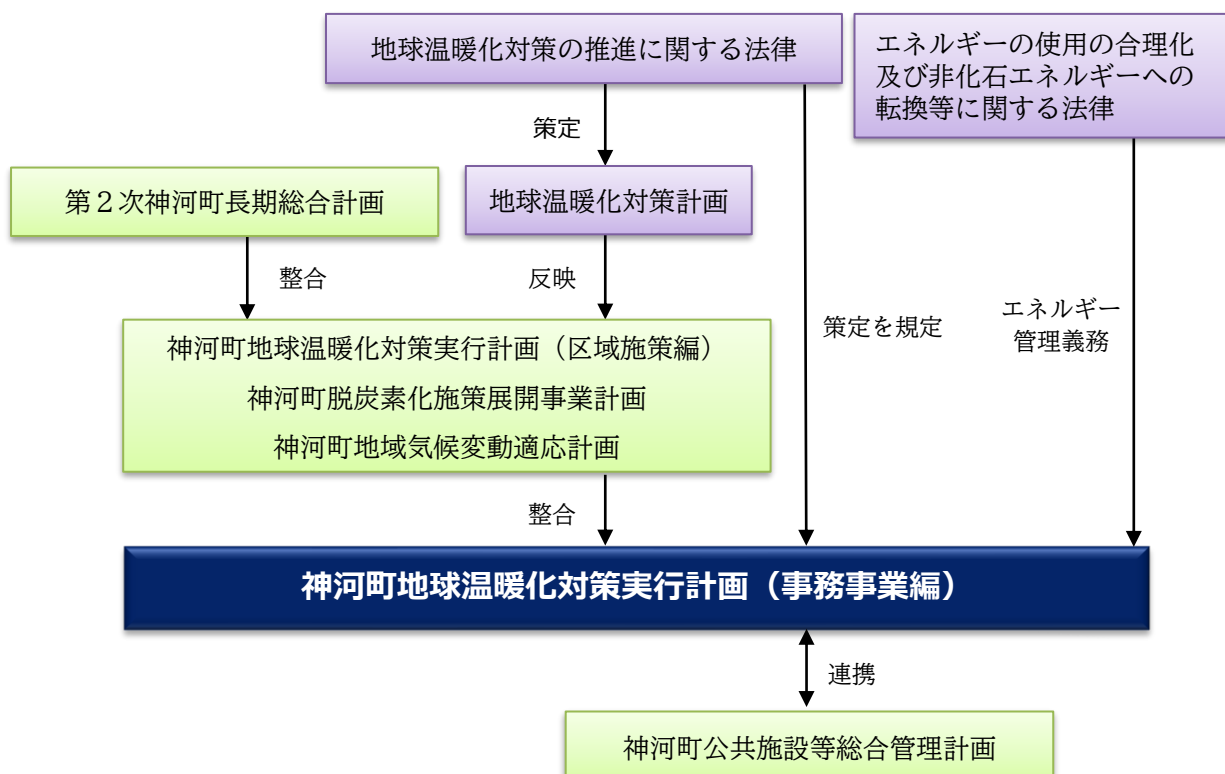


図 2-1 神河町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）（平成十年法律第百十七号）
（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

10 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

11 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。～以下省略。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（抜粋）（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号）

（特定事業者の指定）

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（連鎖化事業者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。）、認定管理統括事業者（第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

（中長期的な計画の作成）

第十五条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（定期の報告）

第十六条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。～以下省略。

図 2-2 ≪上段≫温対法（抜粋）、≪下段≫省エネ法（抜粋）



また、実行計画を策定する効果としては地球温暖化対策の側面がある一方、その他期待できる効果も様々あり、それらを以下に整理します。

表 2-1 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定により期待できる効果

地方公共団体自身への効果	具体的な知見の蓄積や対外的 PR への利用	地方公共団体は地域の民間事業者及び地域住民への情報提供等の支援が期待されますが、実行計画（事務事業編）に基づく自らの取組を通じて、取組実施上の課題や効果などについて具体的な知見を蓄積し、効果的な情報提供を行うことができます。また、取組自体を対外的な PR 活動に利用できます。
	低炭素化技術の向上	新築・改修の際に低炭素な施設や設備にすることで、地方公共団体における低炭素化に関する技術力の向上を見込むことができます。
	ランニングコスト（光熱水費等）の削減、施設管理の効率化	省エネルギーの取組により、ランニングコスト（光熱水費等）の削減につながります。また、施設全体の長寿命化を図る中で施設・設備の適切な更新・改修を行うことは、施設管理の効率化につながる可能性があります。
	ライフサイクルコストの削減	施設のライフサイクルにおけるトータルコストの削減を期待できる場合があります。また、事務事業編の一環として ESCO 事業等の手法を採ることにより、設備コスト支出の平準化が可能となります。
	省エネ法、算定・報告・公表制度との連携による相乗効果	光熱水費や使用量データを一元管理することで、地方公共団体実行計画（事務事業編）の毎年度の点検作業と、算定・報告・公表制度あるいは省エネ法を単独で取り組む場合に比べて、作業の効率化と事務の省力化を実現できます。また、優良事例等の知見の共有というメリットにもつながります。
	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定への知見の蓄積	区域施策編の策定・実施を含め、地域の地球温暖化対策を推進する地方公共団体には、有益な「温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策」等の知見の蓄積が期待されています。
地域全体への効果	地域の地球温暖化対策の模範を示す	地域の民間事業者及び地域住民に対し、具体的かつ模範的な取組を率先して行うことは、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高めることにつながります。
	地域の温室効果ガス排出量の実質的な削減	地方公共団体が自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガスの排出量の実質的な削減に寄与します。
	グリーン購入関連市場の拡大	事務事業編において、具体的な目標を掲げて環境負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することは、政府の取組と相まって、我が国全体として大きな市場を創出することができます。



2 基本的事項

2-1 計画の基準年・計画期間

(1) 基準年

- 基準年：平成26（2014）年度

国の地球温暖化対策計画では平成25（2013）年度を基準年としていますが、本町が所有している温室効果ガス排出量のデータにおいては、平成26（2014）年度の精度が平成25（2013）年度に比べて高いため、今後の進捗管理も踏まえ、第4次計画の基準年を平成26（2014）年度とします。

(2) 計画期間

- 計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

「政府実行計画」に準じて、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度を中・長期目標年度として設定した上で、第4次計画における目標年度については令和12（2030）年度とします。

ただし、社会状況の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じた見直しを行います。

2-2 対象範囲

(1) 対象施設

- 対象施設：神河町の全事務・事業

表 2-2 対象施設（課・施設名は令和7（2025）年度時点）

課・施設名	備考	課・施設名	備考
本庁舎・中央公民館		本村処理施設	
センター長谷		神崎コミプラ	
大河内保健福祉センター		上小田処理施設	
神崎支庁舎		大川原処理施設	
あじさい苑		栗処理施設	
CATV局舎		神崎総合病院	
CATVサブセンター		町営柏尾住宅	
新野駅自由通路照明		町営福本住宅	
防犯灯		町営新野住宅	
神河町フードセンター		町営中村住宅	



課・施設名	備考
道の駅（大黒茶屋）	
水車公園	
観光交流センター	
かんざきピノキオ館	
ホテル・リラクシア	
ホテル・モンテローザ	
峰山高原リゾート ホ ワイトピーク	
ヨーデルの森	
グリーンエコー笠形	
新田ふるさと村	
桜華園管理組合	
道路街灯（町道）	
越知谷水道施設	
根宇野水道施設	
粟賀水道施設	
大山水道施設	
猪篠水道施設	
大河内水道施設	
上小田水道施設	
川上水道施設	
湊水道施設	
粟賀南部浄化センター	
大山浄化センター	
大河内浄化センター	
福本処理施設	
神崎第一処理施設	
川上処理施設	
南小田処理施設	

課・施設名	備考
越知谷アクティブセン ター	
町民グラウンド	
駅前コミュニティホー ル	
旧川上小学校・幼稚園	
ふれあい公園	
きらきら館	
地域交流センター	
はにおか運動公園	
町民体育館	
町民プール	
すぱーく神崎	
給食センター	
旧越知谷小学校	
神崎小学校	
寺前小学校	
長谷小学校	
旧越知谷幼稚園	
神崎幼稚園	
寺前幼稚園	
長谷幼稚園	
神河中学校	
図書館コミュニティ公 園桜空	令和7（2025）年 度より共用開始
武道館	令和8（2026）年 度より共用開始
工作棟	令和8（2026）年 度より共用開始
（仮称）防災公園	令和8（2026）年 度より共用開始

（2）対象ガス

■ 対象ガス：二酸化炭素（CO₂）

「温対法」では、7種類の温室効果ガス（7ガス）が削減の対象となります。ただし、日本が排出する温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO₂）が全体の約92%を占め、また地方公共団体の事務・事業においては、二酸化炭素（CO₂）の比率がさらに高まることが予測されること等を勘案し、二酸化炭素（CO₂）の調査をもって7ガス調査の代替とします。



表 2-3 対象とする温室効果ガス及び排出源

区分		主な排出源	日本の温室効果ガス排出構成（温室効果ガスインベントリオフィスより）
対象	二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼 電気の使用	92.3%
対象外	メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼 農業分野（稲作、家畜の消化管内発酵や排泄物処理）等	2.7%
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼 農業分野（稲作、家畜の消化管内発酵や排泄物処理）等	1.5%
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアコン、冷蔵庫などの冷媒ガス 発泡剤・断熱材	3.0%
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス 等	0.2%
	パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体の製造 等	0.3%
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	液晶パネル製造、半導体の製造	0.02%



第3章 温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス排出量算定式

温室効果ガス排出量の算定は、まず活動量を求め、各々の活動量に対して設定された温室効果ガス排出係数及びガス種別地球温暖化係数（GWP）を掛け合わせた活動区分別排出量の総和として求めます。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数（GWP）}$$

■ 活動量・排出係数及び地球温暖化係数（GWP）

温室効果ガス排出の要因となる電気・燃料使用量等を以下に示します。

温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数は表 3-1 のとおりです。

なお、電気の使用に伴う係数については、環境省が毎年度公表する電気事業者別CO₂排出係数（基礎排出係数（非化石電源調整済））を用いることとします。

また、地球温暖化係数（GWP）は、CO₂を基準としてガス種ごとの地球温暖化への影響度を示す数値のことです。第4次計画ではCO₂のみを調査対象とすることから、CO₂を算定する上ではGWP = 1 となります。

表 3-1 二酸化炭素（CO₂）排出に関わる排出係数

活動量	排出係数（活動量ベース）		地球温暖化係数（GWP）	
	数値	単位		
燃料の使用に伴う排出				
ガソリン	kℓ	2.32	t-CO ₂ /kℓ	1
軽油	kℓ	2.58	t-CO ₂ /kℓ	1
灯油	kℓ	2.49	t-CO ₂ /kℓ	1
A重油	kℓ	2.71	t-CO ₂ /kℓ	1
液化石油ガス（LPG）	t	3.00	t-CO ₂ /t	1
他人から供給された電気の使用に伴う排出※				
関西電力㈱※	kWh	0.516	t-CO ₂ /千kWh	1

※環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和7年3月」に基づき、調整後排出係数を使用。

【参考】第3次計画で用いた電気事業者の排出係数

（単位：t-CO₂/千kWh）

	平成26（2014）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
関西電力㈱	0.522	0.362	0.299	0.360	0.419

2 温室効果ガス排出状況

2-1 基準年の温室効果ガス排出状況

(1) 基準年の活動量及び温室効果ガス排出量

第4次計画における平成26(2014)年度(基準年)の温室効果ガス排出量は、7,193t-CO₂であり、同排出量を第4次計画の基準排出量とします。

平成26(2014)年度(基準年)温室効果ガス排出量：7,193t-CO₂

表 3-2 平成26(2014)年度(基準年)の活動量及び温室効果ガス排出量

排出源		活動量	排出量 【t-CO ₂ 】
燃料	ガソリン	34 kℓ	80
	軽油	8 kℓ	21
	灯油	167 kℓ	417
	A重油	118 kℓ	321
	LPG	54 t	163
電気		12,000 千kWh	6,192
温室効果ガス総排出量			7,193

※平成26(2014)年度(基準年)について

第4次計画の基準年の排出量(7,193t-CO₂)は、電気の排出係数の見直しにより、第3次計画における基準年の排出量(7,266t-CO₂)とは異なります。

(2) 基準年の温室効果ガス排出構成

電気、燃料などの排出要因別での温室効果ガス排出構成は、電気が全体の86.1%と最も高くなっています。

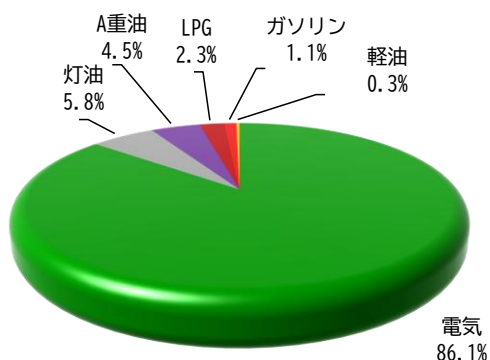


図 3-1 平成26(2014)年度(基準年)の温室効果ガス排出構成

2-2 令和6（2024）年度の温室効果ガス排出状況

（1）活動量の推移

平成26（2014）年度（基準年）と直近4か年度の活動量の比較を以下に示します。LPGは基準年と比較して増加していますが、それ以外の燃料、電気については減少しています。

直近4か年度における経年変化をみると、灯油、A重油、電気については増減があるものの、その他の燃料については減少傾向にあります。

活動量における前年度比での主な増減要因を以下に示します。

【減少要因】

- ガソリン：集中管理、健康福祉課での電気自動車（EV）の導入による使用量の減少
- 灯油：神崎フードセンターでの製品減産に伴う使用量の減少
- LPG：神崎フードセンターでの製品減産に伴う使用量の減少
- 電気：神崎フードセンターでの製品製造量の減少及び栗賀南部浄化センターでの人口減少や設備故障による処理水量の低下による使用量の減少

【増加要因】

- 軽油：集中管理及び建設課での車両稼働率の上昇に伴う使用量の増加
- A重油：GE笠形でのボイラー設備稼働率の上昇に伴う使用量の増加

表 3-3 活動量の推移

排出源	平成26 (2014) 年度 (基準年)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	2024(令和6)年度					
					基準年比		前年度比			
					増減量	増減率	増減量	増減率		
燃料	ガソリン kl	34	22	22	22	21	-14	-40.0%	-1.8	-8.1%
	軽油 kl	8	3	2	2	2	-6	-72.5%	0.4	19.5%
	灯油 kl	167	177	184	179	158	-9	-5.5%	-20.5	-11.4%
	A重油 kl	118	78	55	50	52	-67	-56.3%	2.2	4.5%
	LPG t	54	99	92	76	67	13	23.8%	-8.5	-11.3%
電気	千kWh	12,000	10,996	11,363	11,191	11,173	-827	-6.9%	-17.7	-0.2%

四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。



(2) 温室効果ガス排出量の推移

平成26（2014）年度（基準年）と直近4か年度の温室効果ガス排出量の比較を以下に示します。

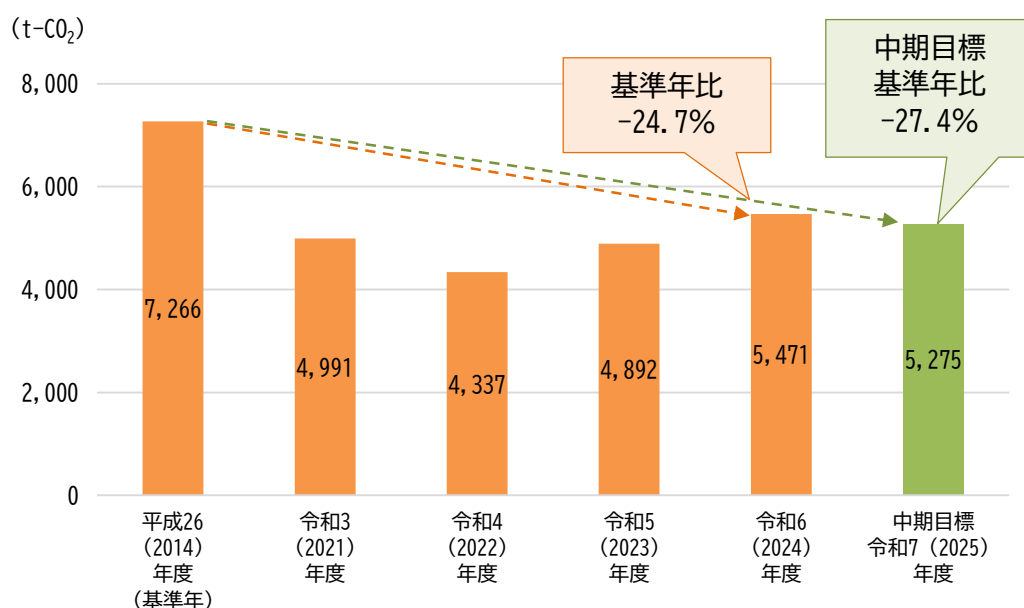
令和6（2024）年度の総排出量は5,471t-CO₂となり、基準年比で24.7%減少しています。

基準年比においては、LPGを除く活動量（ガソリン、軽油、灯油、A重油、電気）で減少しています。また、前年度比においては、軽油、A重油、電気を除く活動量（ガソリン、灯油、LPG）で減少しています。

電気の使用量（活動量）は前年度比17.7%と大幅に減少しましたが、それに伴う温室効果ガス排出量は16.2%と大幅に増加に転じています。

この大きな乖離は、排出量の算定に用いる電気事業者の排出係数が、前年度より悪化した（増加した）ことに起因しています。（「第3章 2-2（4）電気の使用における温室効果ガス排出量の推移」参照）。

第3次計画の計画目標である令和7（2025）年度における温室効果ガス排出量は5,275t-CO₂（基準年比27.4%減少）であることから、目標達成までにはあと2.7ポイント削減する必要があります。



※上記グラフは、第3次計画の目標達成状況を示すため、同計画の基準年に対する削減率を表しています。

図 3-2 温室効果ガス排出量の推移

表 3-4 排出源別温室効果ガス排出量の推移

【単位：t-CO₂】

排出源	平成26 (2014) 年度 (基準年)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	2024 (令和6) 年度					
					基準年比		前年度比			
					増減量	増減率	増減量	増減率		
燃料	ガソリン	80	52	52	52	48	-32	-40.0%	-4	-8.1%
	軽油	21	7	6	5	6	-15	-72.5%	1	19.5%
	灯油	417	442	457	445	394	-23	-5.5%	-51	-11.4%
	A重油	321	212	149	134	140	-181	-56.3%	6	4.5%
	LPG	163	298	276	227	201	39	23.8%	-26	-11.3%
電気	6,265	3,980	3,397	4,029	4,682	-1,583	-25.3%	653	16.2%	
温室効果ガス排出量 合計	7,266	4,991	4,337	4,892	5,471	-1,795	-24.7%	579	11.8%	

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

※上記表は、第3次計画の目標達成状況を示すため、同計画の基準年に対する削減量、削減率を表しています。

(3) 温室効果ガス排出構成

令和6（2024）年度における電気、燃料などの排出要因別での温室効果ガス排出構成は、電気が全体の85.6%と最も高くなっており、基準年と比較すると、電気とガソリン、軽油の割合が若干小さくなっている一方、灯油、LPG、A重油が若干大きくなっています。

温室効果ガス排出量を削減するためには、空調・換気、照明、事務用機器等における電気使用量の削減が有効です。

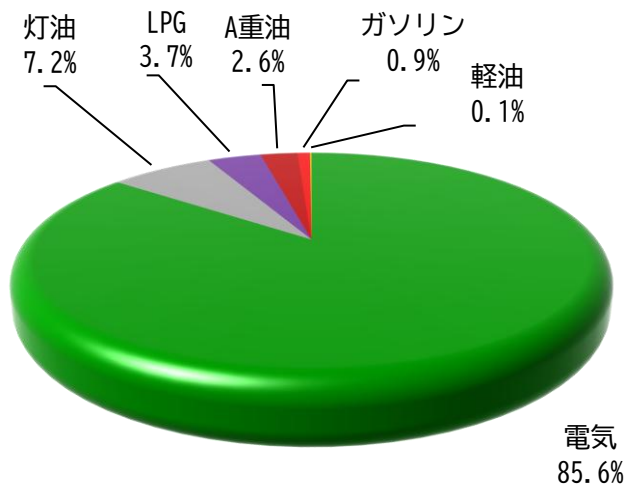


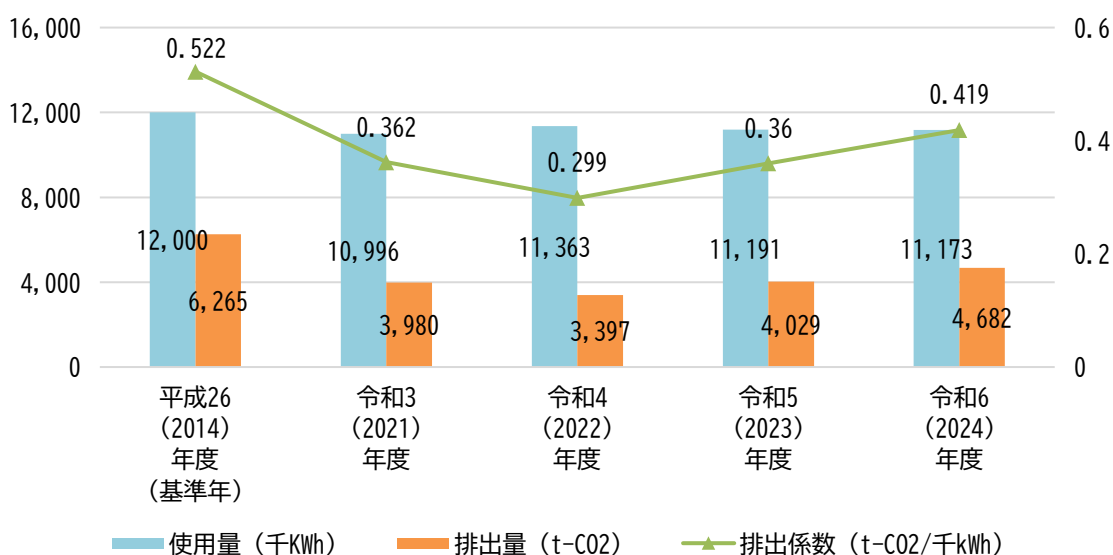
図 3-3 令和6（2024）年度の温室効果ガス排出構成

(4) 電気の使用における温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量を大きく占める電気の使用量については、平成26（2014）年度が12,000千kWhであったのに対し、令和6（2024）年度は11,173千kWh（基準年比6.9%減少）となっています。また、電気の使用における温室効果ガス排出量については、平成26（2014）年度は6,265t-CO₂であったのに対し、令和6（2024）年度は4,682t-CO₂（基準年比25.3%減少）となっています。

経年変化をみると、令和4（2022）年度以降、電気の使用量は減少しているものの、温室効果ガス排出量は増加しています。これは、電気事業者の排出係数が悪化したことが主な要因です。

つまり、省エネ努力だけでは排出量の削減が困難な状況にあるため、今後は再生可能エネルギー比率の高い電力プランへの切り替えを検討する必要があります。



※上記グラフは、第3次計画の目標達成状況を示すため、第3次計画の排出係数で表しています。

図 3-4 電気使用量、排出量、排出係数の推移

(5) 施設別温室効果ガス排出構成

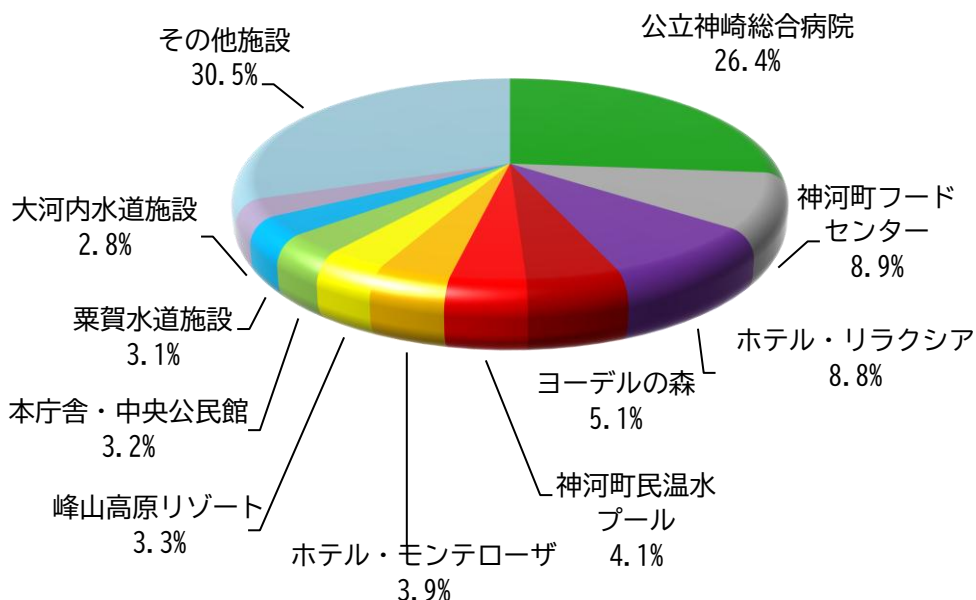
令和6（2024）年度における温室効果ガス排出量について、施設別の温室効果ガス排出量を上位からみると、公立神崎総合病院が全排出量の26.4%を占め、以下、神河町フードセンター（8.9%）、ホテル・リラクシア（8.8%）と続いています。

温室効果ガス排出量の多い施設において、重点的に取り組むことにより温室効果ガス排出削減につながります。

表 3-5 令和6（2024）年度の施設別温室効果ガス排出量

	総排出量		
	施設名	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
1	公立神崎総合病院	1,445	26.4%
2	神河町フードセンター	486	8.9%
3	ホテル・リラクシア	480	8.8%
4	ヨーデルの森	277	5.1%
5	神河町民温水プール	223	4.1%
6	ホテル・モンテローザ	215	3.9%
7	峰山高原リゾート	181	3.3%
8	本庁舎・中央公民館	173	3.2%
9	粟賀水道施設	168	3.1%
10	大河内水道施設	154	2.8%
	その他施設	1,669	30.5%
	合計	5,471	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。



※その他施設の内訳を表 3-6に示します。

図 3-5 令和6（2024）年度の施設別温室効果ガス排出構成

表 3-6 その他施設の温室効果ガス排出量

	その他施設	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
11	G E 笠形	146	2.7%
12	給食センター	137	2.5%
13	大河内浄化センター	115	2.1%
14	大山浄化センター	103	1.9%
15	福本処理施設	96	1.8%
16	神崎小学校	88	1.6%
17	神河中学校	83	1.5%
18	栗賀南部浄化センター	80	1.5%
19	K - n e t 局舎	74	1.4%
20	神崎第1 処理施設	63	1.2%
21	公用車分	53	1.0%
22	大山水道施設	53	1.0%
23	神崎公民館	52	0.9%
24	神崎支庁舎	48	0.9%
25	根宇野水道施設	44	0.8%
26	新田ふるさと村	43	0.8%
27	川上処理施設	41	0.7%
28	寺前小学校	40	0.7%
29	神崎コミプラ	35	0.6%
30	越知谷水道施設	31	0.6%
31	水車公園こっとん亭	24	0.4%
32	きらきら館	23	0.4%
33	大黒茶屋	19	0.4%
34	長谷小学校	19	0.3%
35	砥峰交流館・ピノキオ館	17	0.3%
36	大河内保健福祉センター	17	0.3%
37	本村処理施設	14	0.2%
38	駅前コミュニティホール	13	0.2%
39	寺前幼稚園	13	0.2%
40	栗処理施設	10	0.2%
41	南小田処理施設	8	0.2%
42	防犯灯(企画費/大河内エリア)	7	0.1%
43	猪篠水道施設	7	0.1%
44	大川原処理施設	6	0.1%
45	道路街灯	6	0.1%
46	センター長谷	5	0.1%
47	サブセンター	5	0.1%
48	新野駅(自由通路)	5	0.1%
49	はにおか公園	4	0.1%
50	川上水道施設	4	0.1%
51	淵水道施設	3	0.1%
52	上小田水道施設	3	0.1%
53	あじさい苑	3	0.1%
54	すばーく神崎	2	0.04%
55	桜花園管理組合	2	0.03%
56	上小田処理施設	1	0.02%
57	町営柏尾住宅	1	0.01%
58	町営新野住宅	0.5	0.01%
59	町営中村住宅	0.2	0.003%
60	松ヶ瀬グラウンド	0.05	0.001%
61	ふれあい公園	0.02	0.0003%
62	町民グラウンド	0.01	0.0001%
	合 計	1,669	30.5%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

(6) 排出源別温室効果ガス排出状況等

① 電気

電気はすべての施設で使用されていますが、特に公立神崎総合病院での使用量が多くなっており、全体の約31%を占めています。

表 3-7 電気使用量・排出量及び施設別の排出割合（上位10施設）

	電気			
	施設名	使用量 【千kWh】	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
1	公立神崎総合病院	3,442	1,442	30.8%
2	神河町フードセンター	894	375	8.0%
3	ホテル・リラクシア	549	230	4.9%
4	ヨーデルの森	544	228	4.9%
5	神河町民温水プール	532	223	4.8%
6	峰山高原リゾート	401	168	3.6%
7	粟賀水道施設	400	168	3.6%
8	本庁舎・中央公民館	398	167	3.6%
9	大河内水道施設	369	154	3.3%
10	大河内浄化センター	275	115	2.5%
	その他施設	3,370	1,412	30.2%
	合計	11,173	4,682	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

前年度と比べて電気使用量が増加・減少した施設は、以下の表のとおりです。

表 3-8 電気使用量の増加施設（前年度比）（上位5施設）

【単位：千kWh】

	施設名	2023年度	2024年度		前年度に対する増加理由	
			2023年度比 増加量	2023年度比 増加率		
1	公立神崎総合病院	3,362	3,442	80	2.4%	○入院患者増による使用電力の増加 令和5年度 37,689人 令和6年度 39,699人(2,010人増) ○外気温による空調負荷の増加 夏季は猛暑、冬季は厳寒だったため ○その他、電気使用機器の増加(PC等)
2	粟賀水道施設	341	400	59	17.3%	漏水の多発による配水量の増加
3	新田ふるさと村	37	93	56	151.6%	冬季クローズ時、コテージの給湯器の電源が付いていたため
4	大河内水道施設	336	369	33	9.7%	漏水の多発による配水量の増加
5	本庁舎・中央公民館	372	398	26	7.0%	猛暑による冷房稼働時間の増加

表 3-9 電気使用量の減少施設（前年度比）（上位5施設）

【単位：千kWh】

	施設名	2023年度	2024年度		前年度に対する削減理由	
			2023年度比 削減量	2023年度比 削減率		
1	神河町フードセンター	1,007.2	894.1	-113.1	-11.2%	製品製造量の減少（前年比91.2%）
2	粟賀南部浄化センター	252.9	191.3	-61.6	-24.4%	人口減少、設備故障による処理水量の減少
3	峰山高原リゾート	433.2	400.9	-32.3	-7.5%	キャンプ利用者の減少
4	ホテル・リラクシア	580.0	549.2	-30.7	-5.3%	休館日には使用しない機材の電源を切っていたため
5	G E 笠形	226.1	206.4	-19.6	-8.7%	客足が減少したため



② 灯油

灯油は主にボイラーや暖房機器の燃料として使用されていますが、特にホテル・リラクシア、ホテル・モンテローザで使用量が多くなっており、上位2施設で全体の約91%を占めています。

表 3-10 灯油使用量・排出量及び施設別の排出割合（上位10施設）

	灯油			
	施設名	使用量 【kℓ】	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
1	ホテル・リラクシア	97.5	243	61.6%
2	ホテル・モンテローザ	46.1	115	29.1%
3	きらきら館	4.2	10	2.6%
4	長谷小学校	3.0	7	1.9%
5	本庁舎・中央公民館	2.2	5	1.4%
6	ヨーデルの森	1.1	3	0.7%
7	神崎支庁舎	1.1	3	0.7%
8	寺前幼稚園	1.0	2	0.6%
9	新田ふるさと村	0.7	2	0.5%
10	給食センター	0.6	1	0.4%
	その他施設	0.9	2	0.6%
	合計	158.3	394	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

前年度と比べて灯油使用量が増加・減少した施設は、以下の表のとおりです。

表 3-11 灯油使用量の増加施設（前年度比）（上位5施設）

【単位：kℓ】

	施設名	2023年度	2024年度		前年度に対する増加理由	
			2023年度比 増加量	2023年度比 増加率		
1	きらきら館	3.8	4.2	0.4	10.7%	燃料購入のタイミングによる変動
2	神崎支庁舎	0.9	1.1	0.2	20.0%	寒冷な日が続き、午後のロビーでもストーブを稼働させる日が増えたため
3	寺前幼稚園	0.8	1.0	0.2	20.1%	燃料購入のタイミングによる変動
4	ヨーデルの森	1.0	1.1	0.1	10.5%	燃料購入のタイミングによる変動
5	寺前小学校	0.1	0.1	0.0	39.7%	燃料購入のタイミングによる変動

表 3-12 灯油使用量の減少施設（前年度比）（上位5施設）

【単位：kℓ】

	施設名	2023年度	2024年度		前年度に対する削減理由	
			2023年度比 削減量	2023年度比 削減率		
1	ホテル・モンテローザ	59.2	46.1	-13.1	-22.1%	日帰り入浴の営業時間の短縮
2	ホテル・リラクシア	102.6	97.5	-5.1	-5.0%	閑散期に伴うボイラー稼働台数の集約（1台への削減）
3	新田ふるさと村	2.1	0.7	-1.3	-65.1%	宿泊者数に応じたシャワー棟の稼働調整
4	神河中学校	0.8	0.2	-0.6	-77.9%	気温の高い日が続き、暖房機器の使用頻度の低下
5	本庁舎・中央公民館	2.7	2.2	-0.5	-19.7%	燃料購入のタイミングによる変動



③ LPG

LPGは厨房機器の熱源として使用されていますが、特に神河町フードセンター、ヨーデルの森で使用量が多くなっており、上位2施設で全体の約78%を占めています。

表 3-13 LPG使用量・排出量及び施設別の排出割合（上位10施設）

	LPG			
	施設名	使用量 【t】	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
1	神河町フードセンター	37.0	111	55.2%
2	ヨーデルの森	15.5	47	23.1%
3	峰山高原リゾート	4.2	13	6.2%
4	ホテル・リラクシア	2.4	7	3.5%
5	ホテル・モンテローザ	1.9	6	2.8%
6	GE笠形	1.7	5	2.6%
7	給食センター	1.2	4	1.8%
8	公立神崎総合病院	1.0	3	1.5%
9	水車公園こっとん亭	0.7	2	1.1%
10	新田ふるさと村	0.6	2	0.9%
	その他施設	0.8	3	0.0%
	合計	67.1	201	98.8%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

前年度と比べてLPG使用量が増加・減少した施設は、以下の表のとおりです。

表 3-14 LPG使用量の増加施設（前年度比）（上位5施設）

【単位：t】

	施設名	2023年度	2024年度		前年度に対する増加理由	
			2023年度比 増加量	2023年度比 増加率		
1	ヨーデルの森	14.1	15.5	1.4	9.8%	営業状況による変動および、製造稼働日の増加
2	峰山高原リゾート	3.7	4.2	0.5	13.9%	冬期の客足が増加したため
3	水車公園こっとん亭	0.5	0.7	0.2	38.8%	別店舗が入居したため
4	神河町民温水プール	0.1	0.1	0.1	97.1%	チラーの不具合により、ボイラーの稼働率が高くなったため
5	あじさい苑	0.0	0.1	0.1	100.0%	冬季の利用者の増加

表 3-15 LPG使用量の減少施設（前年度比）（上位5施設）

【単位：t】

	施設名	2023年度	2024年度		前年度に対する削減理由	
			2023年度比 削減量	2023年度比 削減率		
1	神河町フードセンター	45.6	37.0	-8.6	-18.8%	製品製造量の減少
2	GE笠形	3.4	1.7	-1.7	-49.3%	客足が減少したため
3	ホテル・リラクシア	2.8	2.4	-0.4	-14.9%	休館日に合わせた対象機材の電源を落としていたため
4	公立神崎総合病院	1.1	1.0	-0.1	-9.5%	令和5年度と比較し、ガス回転釜を使用した調理回数が減少したため
5	長谷小学校	0.0	0.0	-0.0	-27.9%	児童数の減少に伴う、使用教室数が減少したため



④ A重油

A重油はボイラー用の燃料として使用されていますが、特に給食センターで使用が多くなっており、全体の約61%を占めています。

表 3-16 A重油使用量・排出量及び施設別の排出割合

	A重油			
	施設名	使用量 【kℓ】	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
1	給食センター	32	86	61.3%
2	GE笠形	20	54	1.0%
3	公立神崎総合病院	0.04	0.11	0.0%
	合計	52	140	62.3%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

前年度と比べてA重油使用量が増加した施設は、以下の表のとおりです。

表 3-17 A重油使用量の増加施設（前年度比）

【単位：kℓ】

	施設名	2023年度	2024年度		前年度に対する増加理由	
			2023年度比 増加量	2023年度比 増加率		
1	GE笠形	18.0	20.0	2.0	11.1%	設備故障の復旧および、それに伴う大浴場稼働日の増加により
2	給食センター	31.5	31.7	0.2	0.6%	稼働日数の増減等による変動
3	公立神崎総合病院	0.01	0.04	0.03	320.0%	令和5年度に比べ、非常用発電機の稼働時間が増加したため



⑤ ガソリン

ガソリンは主に公用車の燃料として使用されていますが、特に管理車両の多い集中管理で用量が多くなっており、全体の約43%を占めています。

表 3-18 ガソリン使用量・排出量及び施設別の排出割合（上位10施設）

	ガソリン			
	施設名（課名）	使用量 【kℓ】	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
1	集中管理	8.8	20.4	42.7%
2	上下水道課	4.1	9.5	19.8%
3	健康福祉課	2.4	5.6	11.8%
4	総務課	1.5	3.5	7.4%
5	地籍課	1.0	2.4	4.9%
6	住民生活課	0.8	1.8	3.8%
7	教育課	0.8	1.8	3.8%
8	建設課	0.8	1.8	3.7%
9	議会事務局	0.2	0.5	1.1%
10	ひと・まち・みらい課	0.2	0.4	0.9%
	合計	20.6	47.7	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

前年度と比べてガソリン使用量が増加・減少した施設（課）は、以下の表のとおりです。

表 3-19 ガソリン使用量の増加施設（前年度比）

【単位：kℓ】

	施設名（課名）	2023年度	2024年度		前年度に対する増加理由
			2023年度比 増加量	2023年度比 増加率	
1	上下水道課	4.0	4.1	0.1	1.5%
2	議会事務局	0.22	0.23	0.01	5.1%

表 3-20 ガソリン使用量の減少施設（前年度比）

【単位：kℓ】

	施設名（課名）	2023年度	2024年度		前年度に対する削減理由	
			2023年度比 削減量	2023年度比 削減率		
1	集中管理	9.7	8.8	-0.9	-9.5%	電気自動車2台入替のため（令和6年9月）
2	健康福祉課	2.8	2.4	-0.4	-13.0%	電気自動車2台の導入ため
3	地籍課	1.2	1.0	-0.2	-13.1%	管理車両の稼働率の低下
4	住民生活課	0.9	0.8	-0.1	-15.5%	現場対応等の減少に伴う、使用頻度の低下
5	建設課	0.9	0.8	-0.1	-13.3%	現場、出張にかかる使用頻度（走行距離）の減少



⑥ 軽油

軽油は主に公用車、清掃車、配送車などの特殊用途車の燃料として使用されていますが、特に建設課で使用量が多くなっており、全体の約42%を占めています。

表 3-21 軽油使用量・排出量及び施設別の排出割合

	軽油			
	施設名（課名）	使用量 【kℓ】	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
1	建設課	0.9	2.4	41.8%
2	上下水道課	0.5	1.4	24.6%
3	集中管理	0.5	1.4	23.9%
4	住民生活課	0.2	0.6	9.7%
	合 計	2.2	5.7	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

前年度と比べて軽油使用量が増加した施設（課）は、以下の表のとおりです。

表 3-22 軽油使用量の増加施設（前年度比）

【単位：kℓ】

	施設名（課名）	2023年度	2024年度		前年度に対する増加理由	
			2023年度比 増加量	2023年度比 増加率		
1	集中管理	0.4	0.5	0.1	34.9%	管理車両の稼働率の上昇
2	建設課	0.8	0.9	0.1	15.7%	現場にかかる使用頻度の増加、冬季の除雪 出勤の増加
3	上下水道課	0.5	0.5	0.1	11.4%	漏水の多発による、現場対応の増加
4	住民生活課	0.2	0.2	0.0	24.9%	行事にかかる走行距離の増加



1 温室効果ガス排出削減目標設定の概要

温室効果ガス削減目標について、国の地球温暖化対策計画では「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減とし、2035年度、2040年度において、温室効果ガス排出量を2013年度からそれぞれ60%、73%削減する」としています。

また、政府実行計画では「政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標」としています。

このことから、本町においても国に即した取組を実施していくことを前提とし、第4次計画の温室効果ガス削減目標の設定は、国の計画目標とする令和22（2040）年度を長期目標、令和17（2035）年度を中期目標として、第4次計画の最終年度である令和12（2030）年度を短期目標として設定します。

なお、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和7年3月改定）」に基づき、電気使用に伴う算出方法を見直しました。具体的には、電気事業者の排出係数について、従来の「基礎排出係数」から、非化石証書等の環境価値を考慮した「調整後排出係数」へと変更し、より実態に即した算定を行います。

2 目標設定の考え方

2-1 政府実行計画の削減目標

政府実行計画の削減目標に合わせた場合、本町の基準年は平成26（2014）年度であることから、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度までの年数で直線的に按分すると、削減目標は以下のとおりとなります。

- ・ 令和12（2030）年度：47% $(50\% \times (2030-2014) / (2030-2013))$
- ・ 令和17（2035）年度：61% $(65\% \times (2035-2014) / (2035-2013))$
- ・ 令和22（2040）年度：74% $(79\% \times (2040-2014) / (2040-2013))$

※第4次計画における平成26（2014）年度（基準年）の温室効果ガス排出量は、7,193t-CO₂となります。



2-2 温室効果ガス削減ポテンシャル

令和8（2026）年度以降、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策が最大限実施されると仮定した場合、基準年（平成26（2014）年度）に対して推計される温室効果ガス削減ポテンシャルは以下のとおりとなります。

- ・令和12（2030）年度：2,313t-CO₂（基準年比で56%の削減量）
- ・令和17（2035）年度：2,967t-CO₂（基準年比で65%の削減量）
- ・令和22（2040）年度：3,576t-CO₂（基準年比で74%の削減量）

表 4-1 温室効果ガス削減ポテンシャル

取組項目	排出量 [t-CO ₂]		現況年度に対する削減ポテンシャル [t-CO ₂]		
	平成16年度 (基準年)	令和6年度 (現況年度)	令和12年度	令和17年度	令和22年度
1. 再生可能エネルギーの導入 (①+②)	-	-	415	474	534
(内訳) ①太陽光発電設備の導入	-	-	286	346	406
(内訳) ②木質バイオマス発電利用	-	-	128	128	128
2. 省エネルギー化の推進 (①+②+③)	-	-	293	347	384
(内訳) ①照明LED化	-	-	164	164	164
(内訳) ②高効率空調機器への更新	-	-	100	123	131
(内訳) ③下水道施設における省エネ改善	-	-	30	60	90
3. 公用車の低炭素化	-	-	4	11	16
4. 電気の排出係数の低減による効果	-	-	1,601	2,135	2,642
削減ポテンシャル合計	-	-	2,313	2,967	3,576
温室効果ガス排出量	7,193	5,471	3,158	2,504	1,895
2014年度比削減率	-	-23.9%	-56%	-65%	-74%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

※再生可能エネルギーの導入による削減ポテンシャルは、「神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「神河町脱炭素化施策展開事業計画」の目標数値から試算

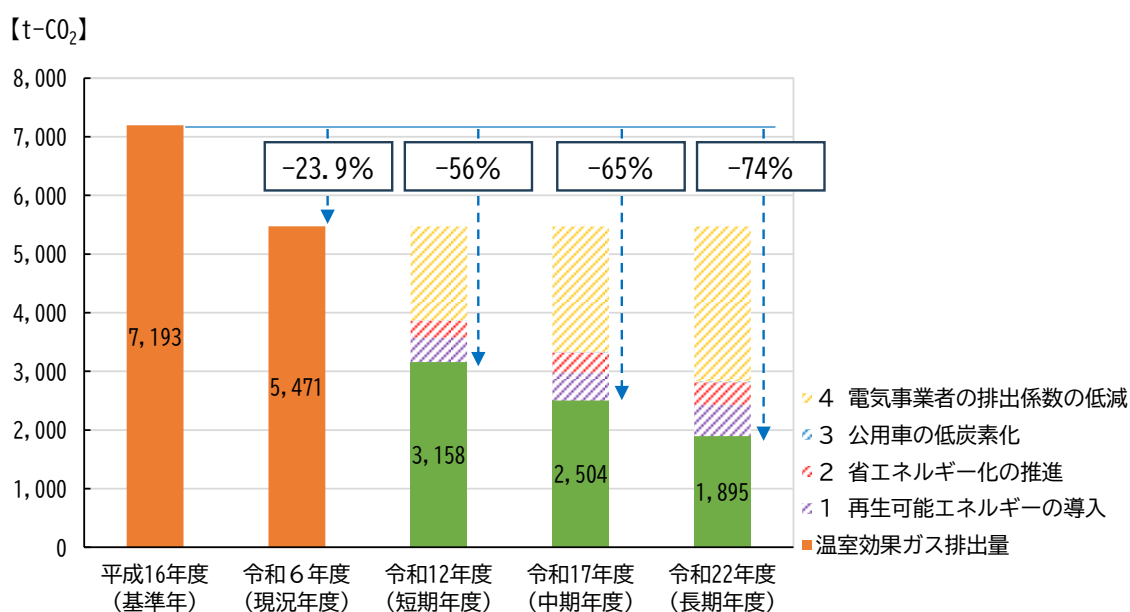


図 4-1 温室効果ガス削減ポテンシャル

3 温室効果ガス削減目標

第4次計画の温室効果ガス削減目標は、国の計画目標とする令和22（2040）年度を長期目標、令和17（2035）年度を中期目標として、第4次計画の最終年度である令和12（2030）年度を短期目標として設定します。

短期目標（目標年度：令和12（2030）年度）

平成26（2014）年度（基準年）排出量	：7,193t-CO ₂
平成26（2014）年度（基準年）比	：47%（3,381t-CO ₂ ）削減
令和12（2030）年度排出量	：3,812t-CO ₂

中期目標（目標年度：令和17（2035）年度）

平成26（2014）年度（基準年）排出量	：7,193t-CO ₂
平成26（2014）年度（基準年）比	：61%（4,388t-CO ₂ ）削減
令和17（2035）年度排出量	：2,805t-CO ₂

長期目標（目標年度：令和22（2040）年度）

平成26（2014）年度（基準年）排出量	：7,193t-CO ₂
平成26（2014）年度（基準年）比	：74%（5,323t-CO ₂ ）削減
令和22（2040）年度排出量	：1,870t-CO ₂



第5章

目標達成に向けた取組

1 取組方針

令和7（2025）年2月に閣議決定された「政府実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減目標を達成するため、以下の5つの取組方針を掲げ、取り組んでいきます。

表 5-1 目標達成に向けた取組方針

方針 01 太陽光発電設備の最大限導入

「神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、町が保有する建築物及び土地において、自然景観等に配慮しながら太陽光発電の最大限の導入を図り、令和12（2030）年度までに600kW、令和32（2050）年度までに1,100kW導入することを目標とします。

設置が困難な建物には、ペロブスカイト等の次世代太陽電池の導入を検討し、積極的な導入に努めます。

また、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備についても積極的に導入を検討します。



方針 02 建築物の省エネルギー化

町有建築物の新築・改築等の際は、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ、空気調和設備その他の機械換気設備、給湯設備等の導入により、省エネルギー対策を徹底するほか、建物のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や省エネルギー基準への適合化を含め検討します。



方針 03 インフラの省エネルギー化

施設の更新時に合わせた設備のダウンサイジングや高効率化を行うと共に、老朽化したポンプ設備等を更新する際には、インバーター制御化等の省エネルギー設備の導入を進めます。



「神河町脱炭素化施策展開事業計画」に基づき、令和6（2024）年度には、電動車を4台導入し、計画目標を達成しました。今後も引き続き、町の公用車の買い替え時には、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）等）を導入し、令和12（2030）年度までに新たに4台追加することを目指します。また、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図ります。

照明設備については、LED照明の導入割合を令和12（2030）年度までに100%とすることを目指し、併せて調光システムの導入も検討し、適切に照度調整を行います。

町の施設で使用する電力は、令和12（2030）年度までに10施設を目標に再生可能エネルギー由来の電力を調達することを目指します。また、再生可能エネルギー由来の電力以外についても、可能な限り排出係数が低い電力の調達を図ります。

町が整備する公共建築物においては「神河町の建築物における木材の利用の促進に関する方針（令和7年1月31日策定）」に基づき、地域産木材の利用を促進します。



温室効果ガス排出削減のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要となります。日常の事務・事業の中で、省エネルギーの推進、エネルギーの有効利用、廃棄物等の削減など、できることから取り組んでいきます。また、国民運動である「デコ活[※]」にも賛同しながら、ゼロカーボンへの取組を進めていきます。

※デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度削減目標の実現に向けて、国民一人ひとりの行動変容、ライフスタイル変革を後押しする国民運動で、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉です。



2 温室効果ガス排出削減に資する取組

2-1 太陽光発電設備の最大限導入

令和12(2030)年度までに、町の保有する建築物等へ太陽光発電設備を600kW導入するために、自己所有、リース、PPA※などの導入方法を検討し、事業採算性を評価する共に導入を検討します。

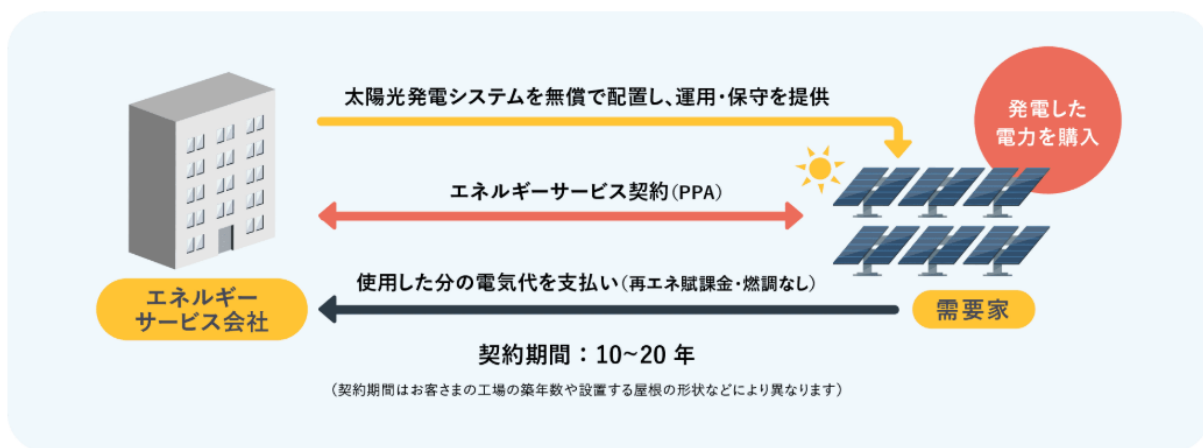
表 5-2 町側からみた導入方法における必要経費等

	自己所有	リース	PPA
設備所有権	町	リース会社	PPA事業者
設置費用	○	原則不要	原則不要
ランニングコスト	保守点検費など	リース料	PPA単価×消費量
契約期間	—	長期(10~20年)	長期(10~20年)
設備の処分・交換・移転等	○ (自由)	× (自由にできない)	× (自由にできない)
環境価値獲得可否	○	○	○ (自家消費分)
余剰売電する場合の収入の有無	○	○	× PPA事業者が回収

※PPA(Power Purchase Agreement)とは、電力販売契約という意味で「第三者モデル」とも呼ばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者(事業者または別の出資者)が持つ形となるため、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が可能です。

PPAモデルは、①初期費用不要で太陽光発電システムの導入が可能、②PPA事業者がメンテナンスするため管理が不要、③太陽光発電システムの自立運転機能に加えて蓄電池システムを導入することで非常用電源になる、といったメリットがあります。





(出典：環境省「再エネスタートWEBサイト」)

図 5-1 PPAモデル

また、避難所等に指定されている公共施設には蓄電池の導入も検討することとし、平常時のみならず災害時においても住民が安心・安全に過ごすことができ、自立・分散型のエネルギー確保を目指します。

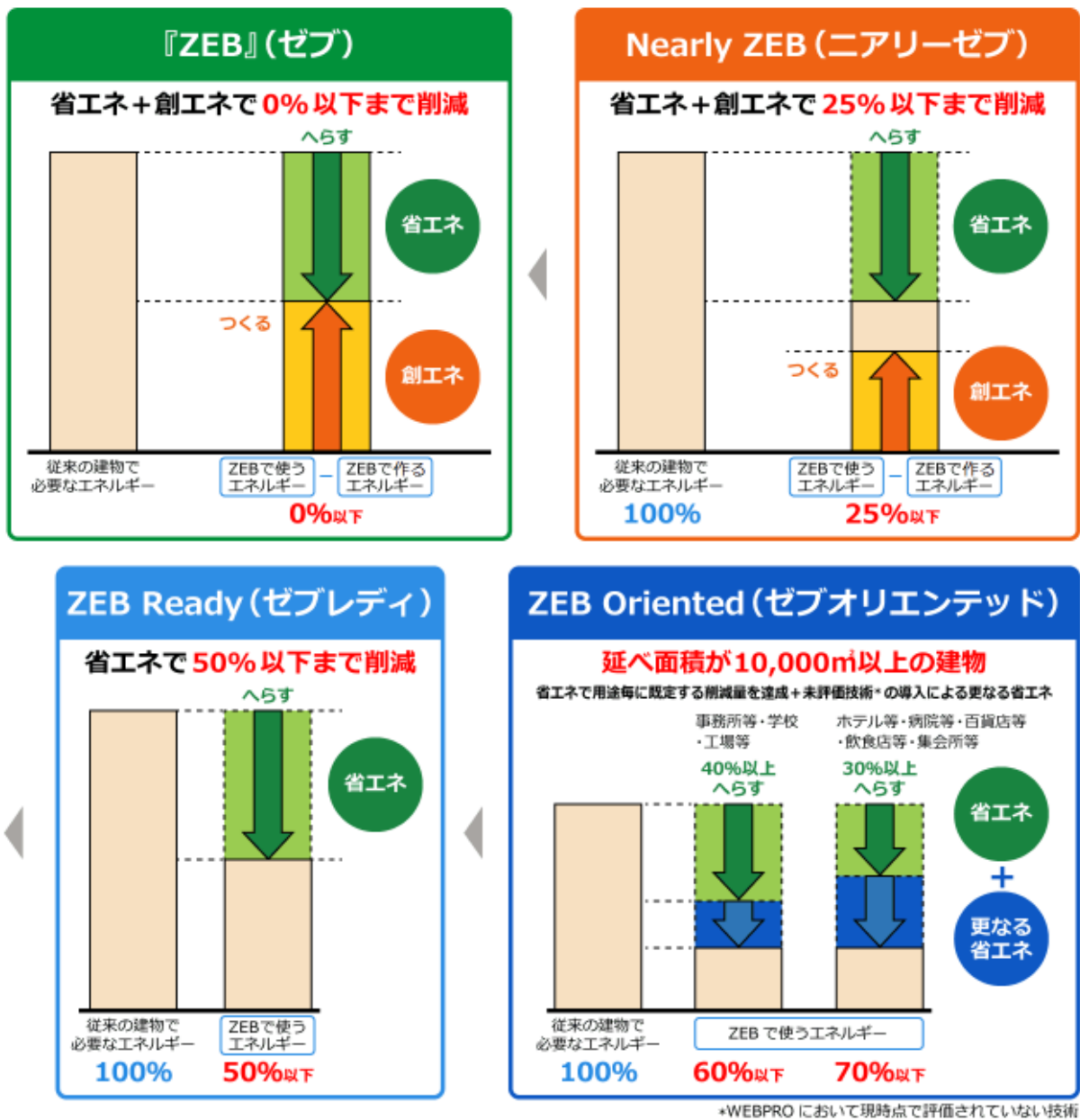
建物の構造や屋根の形状から太陽光発電設備の設置が困難な場合には、ペロブスカイト等の次世代太陽電池の導入も検討します。

さらに、薪やペレット、チップ等を使用した木質バイオマスなど、太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても積極的に導入を図ります。

2-2 建築物の省エネルギー化

町有建築物の新築・改築等の際は、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ、空気調和設備、その他の機械換気設備、給湯設備等の導入により、省エネルギー対策を徹底するほか、建物のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や省エネルギー基準への適合化を含めて検討します。

建物のZEBには4種類（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）あり、建物の用途に合わせたタイプを導入します。事前に省エネ診断などを実施し、省エネ設備導入や再エネ利用によるエネルギー削減量（削減率）等を把握した上で、ZEBの可能性を検討します。



(出典：環境省「ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル)」)

図 5-2 ZEBの種類

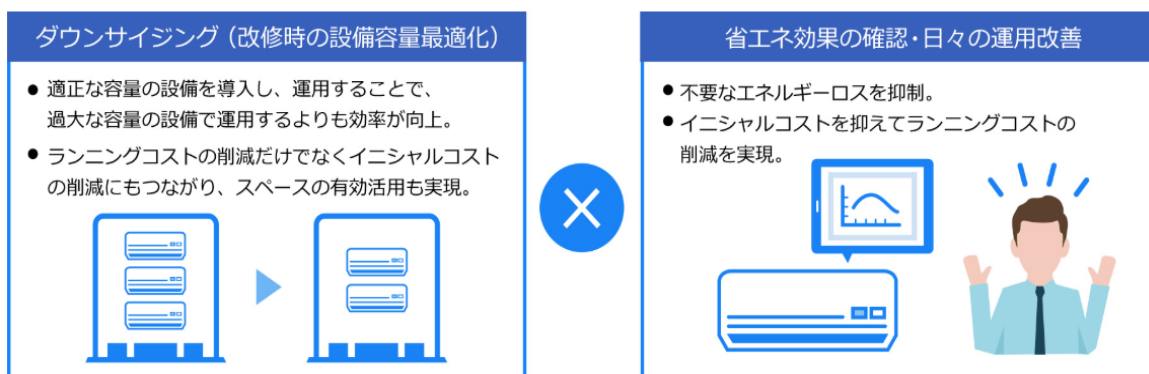
2-3 インフラの省エネルギー化

施設の更新時に合わせた設備のダウンサイジング^{*}や高効率化を行うと共に、老朽化したポンプ設備等を更新する際には、インバーター制御化等の省エネルギー設備の導入を進めます。

また、その他の設備についても、導入前に省エネ診断を実施し、LD-Tech製品^{*}などの高効率省エネ設備の導入を検討します。

なお、投資回収が見込まれる費用対効果の高い設備については、ESCO事業や国庫補助金等の支援策を活用するなどし、積極的に取り組むものとします。

※ダウンサイジングとは、設備の改修時に空調・照明・換気などの設備容量を最適化することです。新築の建築物に導入される設備は、将来の使用実態がわからないことから、本来必要とされる設備の能力（容量）に対して余裕を見込んだ過大な容量の機器が選定されている場合が多くあります。そこで、改修の際にこれまでの使用実態やエネルギー消費量の実態に基づき、設備容量が小さい機器に更新することで、エネルギー消費量（ランニングコスト）を削減します。また、ダウンサイジングを行わない、通常の設定更新を行う場合のインシャルコスト削減にもつながります。



(出典：環境省「ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル)」)

図 5-3 ダウンサイジングとは

※LD-Tech製品とは、現在、商品化済みで我が国の脱炭素化を促進する設備・機器等のうち、CO₂削減に最大の効果をもたらす製品のことを指します。環境省がLD-Tech認証製品として情報発信し、脱炭素社会の実現を目指すものです。



(出典：環境省「環境省WEBサイト」)

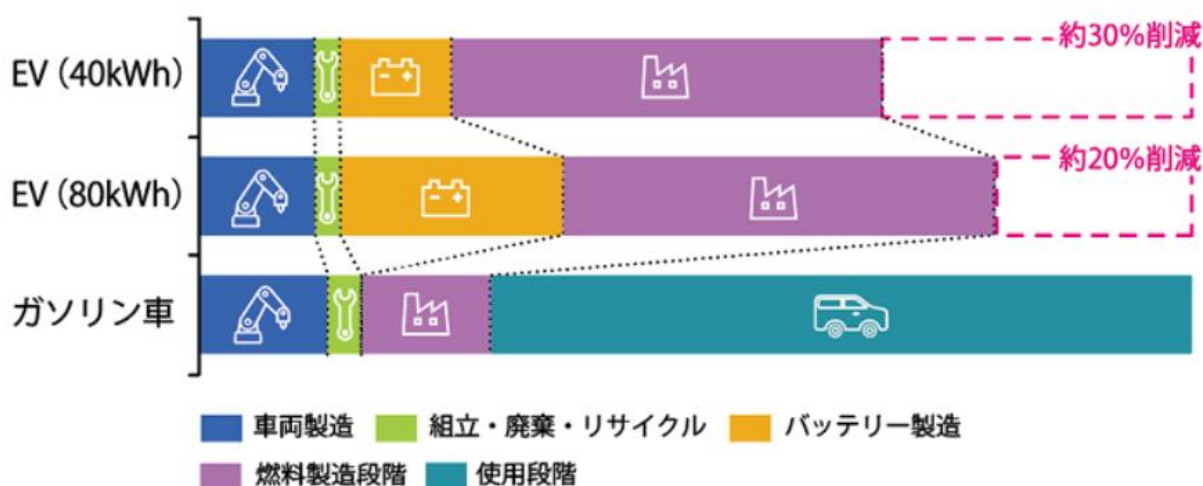
図 5-4 環境省LD-Tech認証制度

2-4 設備の導入やサービスの購入にあたっての取組

(1) 公用車の電動化

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図ると共に、公用車の新規購入や更新については、電動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド（PHEV）等）を導入することを検討します。

電気自動車（EV）は電気を利用して走行するため、ガソリンを燃焼して走行する従来車と比較して、走行時のCO₂排出量は大幅に少なくなっています。製造時のCO₂排出量については、搭載するバッテリーの観点から、電気自動車（EV）の方が従来車より多くCO₂を排出しますが、LCA（Life Cycle Assessment:製品の製造から廃棄までのすべての工程における環境負荷）においては、電気自動車（EV）は従来車に比べ20～30% CO₂排出量が少なく、環境にやさしくなっています。また、電気自動車（EV）に充電する電気を再生電力に変えることにより、さらなるCO₂排出量の削減を実現できます。



出典：Global EV outlook2020（国際エネルギー機関）

※車両寿命10年、年間走行距離15,000kmでのCO₂排出量

（出典：環境省「Let's ゼロドラ（ゼロカーボン・ドライブ）」）

図 5-5 ガソリン車とEVのLCAにおけるCO₂排出量の比較

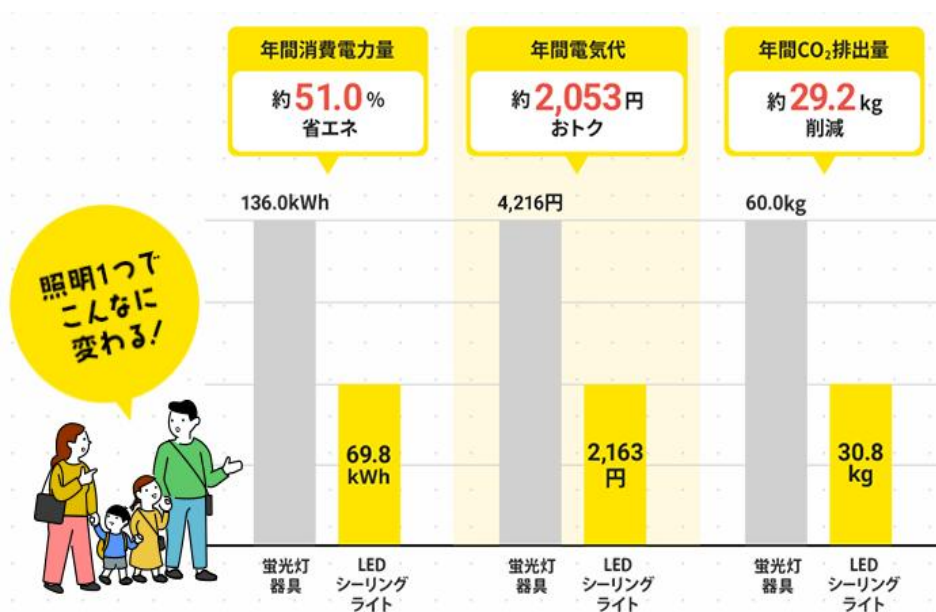
また、住民・事業者への電気自動車（EV）等の普及促進のため、EV充電設備のさらなる整備が必要です。「神河町脱炭素化施策展開事業計画」では、充電設備のインフラ整備として、令和12（2030）年度までに現在（令和5（2023）年度）の15口から25口まで増設することを目標としています。



(2) LED照明の導入

令和5（2023）年11月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、一般照明用蛍光灯の製造と輸出入を令和9（2027）年末までに禁止することが合意されました。

今後は蛍光灯の入手が困難になることが予想されるため、LED照明に交換していく必要があります。本町においても、町の建築物のLED照明導入割合を令和12（2030）年度までに100%とすることを目指し、併せて調光システムの導入も検討し、適切な照度調整を行っていきます。



家庭用の蛍光灯器具（8畳用）をLED照明に交換した場合の効果となります。

（出典：一般社団法人日本照明工業会）

図 5-6 LED照明へ交換した場合の効果

最新のLED照明には、センサや無線制御器具など、省エネをサポートする便利な機能が搭載されています。周囲の明るさ感知する「あかるさセンサ」は、周囲の明暗によって自動的に消灯・点灯する便利なセンサで、窓際の過度な明るさや、照明が点灯する初期の余分な明るさを抑えることができます（消費電力の約30%省エネ可能）。

また、人の在・不在を検知する「人感センサ」は、人がいない時には自動的に最小限の明るさに減光します（消費電力の約10%省エネ可能）。

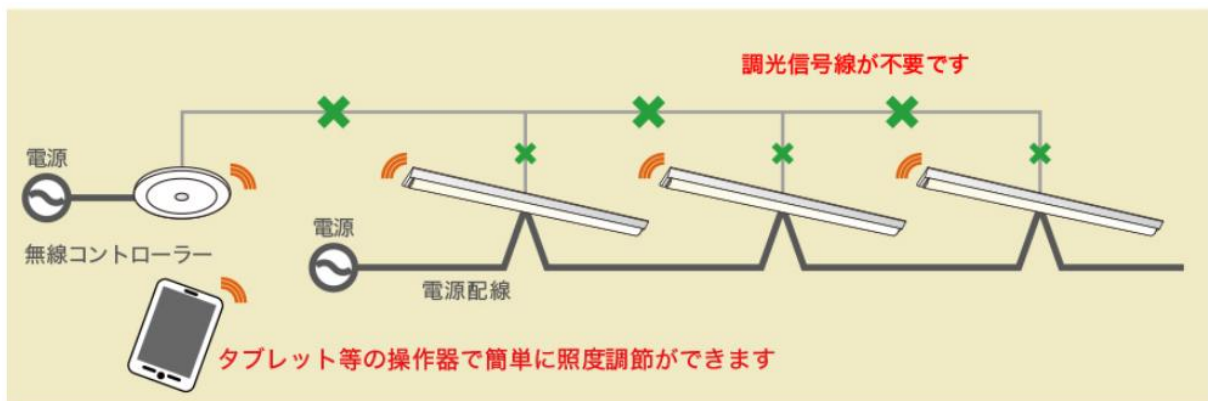


※出典：（一社）照明学会・技術指針JIEG-0101(2012)「照明器具の適正交換に関する指針」

（出典：環境省「あかり未来計画」）

図 5-7 あかるさセンサ

さらに、無線での照度調節ができる「無線制御器具」は、既設の配線を電源として利用できるため、新たに照度調節用信号線の配線をする必要がなく簡単に導入できることから、LED照明交換時期に合わせて導入を検討します。



（出典：環境省「あかり未来計画」）

図 5-8 無線制御器具の導入

(3) 再生可能エネルギー由来の電力の調達

第3次計画では、電気の使用量が削減できている一方で温室効果ガス排出量が増加していることが課題として挙げられますが、その要因は電気事業者による排出係数の増加によるものであることから、再生可能エネルギー由来の電力利用に切り替えていく必要があります。

多くの小売電気事業者が、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しています。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、CO₂排出量が実質ゼロの電気となりますが、100%以外にも様々な割合のプランがあります。

また、万が一、電力会社が倒産した場合でも、電気の供給義務は送配電会社にあるため電気が止められることはなく、災害復旧で不利になることもありません。



(出典：環境省「再エネスタートWEBサイト」)

図 5-9 再生可能エネルギー由来の電力利用

本町の施設で使用する電力は、「神河町脱炭素化施策展開事業計画」に基づき、令和12(2030)年度までに10施設を目標に再生可能エネルギー由来の電力を調達することを目指します。また、再生可能エネルギー由来以外の電力についても、可能な限り排出係数が低い電力の調達を図ります。

(4) 建築物における木材利用の促進

平成22（2010）年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されて以降、本町では公共建築物の木材利用の促進を図ってきました。しかしながら、令和3（2021）年6月に同法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」として改正されたため、脱炭素社会の実現に向け、公共建築物に限らず民間建築物も含めて木材利用の促進を図っていくこととなりました。

以上の趣旨を踏まえ、本町における建築物等への木材利用を促進するため、同法第12条第1項の規定に基づき、兵庫県が定める兵庫県建築物木材利用促進方針に即して「神河町の建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定しました。

今後は本町が整備する公共の用又は公用に供する建築物、及び町以外の者が整備するこれに準ずる建築物（学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設）において、地域産材の木材利用を促進していきます。これらの建築物においては、県及び「ひょうご森づくりサポートセンター」等と連携をしながら、計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものを除いて積極的に木造化を促進し、木造化が困難と判断されるものを含めて内装等の木質化を促進します。なお、これらの公共建築物において使用される備品及び消耗品については、木材を原材料としたものの利用促進を図り、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー等についても、燃料の安定供給や適切な維持管理に配慮しつつ促進に努めるものとしします。

(5) 地域新電力の検討

「神河町脱炭素化施策展開事業計画」では、「神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の重点プロジェクトとして、地域新電力への民間企業との共同出資事業を検討することとなっています。

町内企業、金融機関等と調整し、地域新電力の立ち上げを検討します。



2-5 日常的な職員等の取組

これまで第3次実行計画では「誰が何を取り組んでいくのか」ということが明確化されていなかったことから、第4次計画では主に設備別（空調・換気、照明、給湯、事務用機器等）・主体別（施設全体、課または所属、職員一人ひとりが行う個人）に取組項目を定め、取り組んでいきます。

また、国民運動である「デコ活」にも賛同しながらゼロカーボンへ向けて取組を進めていくと共に、日常の事務・事業の中で省エネルギーの推進、エネルギーの有効利用、廃棄物等の削減など、できるところから取り組んでいきます。

(1) 空調・換気に関する取組

表 5-3 空調・換気に関する取組

◇ 施設全体で行う取組

1. カーテン、ブラインドにより日射を調整する。夏期は冷房中や帰る前に日射を適切に遮蔽し、冬期は日射を取り入れる。
2. 夏期においてはブラインド、カーテンやゴーヤ等のつる性植物による窓際の緑化（緑のカーテン）等により空調効率を高める。
3. 施設ごとに定める管理規定や管理標準に基づき、設備の運用改善や設備の保守・管理に関する取組の遵守、強化を図る。
4. 空調・熱源機器の立ち上がり運転時間を短縮する。冷暖房時間の長期化によるエネルギー消費の増加を防ぐため、空調運転開始時間を季節毎に検討し、立ち上げ時間をこまめに調整する。
5. 腐食、損傷、異音等の目視確認及び点検を行う。空調機等の室外機のフィンや配管、架台に腐食や損傷等がないかを定期的に点検し、必要に応じて清掃する。また、空調機の稼働時に異音等が生じた場合は、メンテナンス業者等に連絡する。
※フロン類・代替フロン類使用機器については、漏えいが無いか定期点検時に確認する。
6. フロン類を使用している業務用空調設備については、簡易点検・定期点検を行うと共に点検の記録・保管を行う。
7. フロン類を使用している設備の廃棄時には、確実にフロンの回収を行う。設備の更新時には、ノンフロンの設備を選択するように努める。
8. 換気運転時間を短縮（間欠運転・換気回数の適正化）する。電気室や倉庫などの過剰な換気運転を防ぐため、送排風機の運転時間の短縮や間欠運転を行う。
9. 空調使用時は換気扇の使用を控える。



◇ 課または所属として行う取組

1. 快適性を損なわない範囲内で、室内温度・湿度の適正な管理を行う（夏期は28℃、冬期は20℃を目安）。
2. 執務室、会議室等の室温を許容範囲で緩和する（1℃緩和すると10%の省エネ）。
3. フィルターの定期的な清掃を実施する。フィルターを月1回以上清掃することにより、機器の効率低下を防ぐ。

◇ 職員一人ひとりが行う取組

1. 使用されていない部屋の空調を停止する（会議終了後の空調停止含む）。
2. クールビズ・ウォームビズの奨励と組み合わせ、庁舎、施設等の空調の温度管理を適正（冷房28℃、暖房20℃を目安）に行う。
3. 空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど、室内への外気の侵入を防止する。

(2) 照明に関する取組

表 5-4 照明に関する取組

◇ 施設全体で行う取組

1. 施設ごとに定める管理規定や管理標準に基づき、設備の運用改善や設備の保守・管理に関する取組の遵守、強化を図る。
2. 照明器具の定期的な保守及び点検を行う。適正な照度を維持するため、照明器具を定期的に清掃する。
3. 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯するなどして点灯縮減を図る。

◇ 課または所属として行う取組

1. 照度を適正化するため、JIS「照度基準総則」に基づき、必要以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。
2. 照明スイッチ周辺に、必要な場所のみ照明を点灯できるように照明スイッチを細分化し点灯場所を明示する。また、消灯ルールの設定、周知、点検を行う。
3. 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する。

◇ 職員一人ひとりが行う取組

1. 空室、不在時等のこまめな消灯を行う。
2. 日中日当たりのよい場所では、照明をこまめに消す。
3. 業務に支障のない範囲で、昼休みの執務室の消灯、廊下照明の部分消灯を徹底する（調光システムが導入されているところを除く）。
4. 廊下、昼休み、時間外勤務時の照明は、必要最小限とする。



5. 給湯室、トイレ等では使用するときだけ点灯し、使用後は消灯する。
6. 退室時に人がいなくなるエリアの照明を消す。

(3) 給湯に関する取組

表 5-5 給湯に関する取組

◇ 施設全体で行う取組
<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設ごとに定める管理規定や管理標準に基づき、設備の運用改善や設備の保守・管理に関する取組の遵守、強化を図る。 2. ボイラー等は定期的にメンテナンスを実施する。 3. 冬期以外の給湯供給期間を短縮する。手洗用給湯の必要性は必ずしも高くないことから、冬期以外の給湯を停止する。
◇ 職員一人ひとりが行う取組
<ol style="list-style-type: none"> 1. 給湯温度の設定を衛生上可能な範囲で低く調整することで、給湯エネルギー消費量や配管の熱損失を減らす。 2. 給湯器や湯沸かし器などは、季節に合わせて設定温度を調節する。 3. 湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす。 4. トイレの手洗いではお湯の使用を控える。

(4) 事務用機器等に関する取組

表 5-6 事務用機器等に関する取組

◇ 課または所属として行う取組
<ol style="list-style-type: none"> 1. 低電力モード機能搭載のOA機器は、低電力モードに設定する。 2. パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる。 3. スイッチ付き電源タップを活用し、退室後の待機電力消費を防止する。 4. 所属の最終退庁者が、所属のパソコンやプリンターの電源が切れていることを確認する。 5. 夜間・休日等においては、エレベーターの運行を削減する。
◇ 職員一人ひとりが行う取組
<ol style="list-style-type: none"> 1. 昼休み、時間外勤務時は、業務に支障のない範囲でOA機器のスイッチオフを励行する。 2. 電気ポット、コーヒーマーカーの使用を自粛する。 3. 上下階への移動は、階段を利用した2アップ・3ダウンに努める。 4. 事務用機器等を使用しないときは、業務に支障のない範囲で主電源を切る。

(5) 公用車使用に関する取組

表 5-7 公用車使用に関する取組

◇ 課または所属として行う取組	
	1. 道路状況（工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等）について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける。 2. 給油量と走行距離から燃費を計測し、取組の指標とする。 3. メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する。
◇ 職員一人ひとりが行う取組	
	1. アイドリングストップの徹底や急発進・急加速の回避など「エコドライブ10」を励行する。 2. 近距離の移動時には徒歩や自転車を利用するなどし、可能な限り公用車の使用を抑制する。 3. 合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める。

(6) その他の温室効果ガス削減に資する取組

表 5-8 その他温室効果ガス削減に資する取組

項目	取組内容
グリーン購入	<input type="checkbox"/> 事務用品の購入にあたってはエコマーク等の環境ラベリング製品を優先的に選択するなど、グリーン調達・グリーン購入を徹底する。
水道使用量	<input type="checkbox"/> 日常的な節水の励行、「節水」表示により、施設利用者へ節水の呼び掛けを行う。 <input type="checkbox"/> 散水やトイレ洗浄水には雨水を利用する。 <input type="checkbox"/> 定期的な点検により漏水を防止する。
コピー用紙	<input type="checkbox"/> 両面印刷、両面コピーの徹底に努め、可能な限り2アップ印刷等を励行する。 <input type="checkbox"/> 内部資料等では使用済み用紙の裏紙使用を徹底する。 <input type="checkbox"/> 会議用資料や事務手続きの一層の簡素化又は電子化を図り、PCやモニターを利用した会議を実施するなど、ペーパーレス化に取り組む。 <input type="checkbox"/> 使用済み封筒の再使用を積極的に行う。 <input type="checkbox"/> 不要となった紙類はホッチキスやクリップを外し、有価物回収する。 <input type="checkbox"/> シュレッダーの使用は機密文書の廃棄等に限定し、シュレッダーくずはリサイクルする。 <input type="checkbox"/> コピー用紙の在庫管理を徹底し、必要以上の用紙の購入を控え

項目	取組内容
	る。
封筒	<input type="checkbox"/> 使用済み封筒は、庁内連絡用等に再使用する。 <input type="checkbox"/> 会議等における資料持ち帰り用封筒はできるだけ用意せず、バック等の持参を依頼する。
廃棄物・リサイクル	<input type="checkbox"/> マイバッグ、マイボトル等を使用するなどし、使い捨て商品の使用を抑制する。 <input type="checkbox"/> 物品使用の合理化、再使用、再生利用を進め、廃棄物としての排出量を削減する。 <input type="checkbox"/> 資源回収ボックスを適切に設置し、ごみの分別（燃えるごみ・資源ごみ・有価物）を徹底する。 <input type="checkbox"/> 厨房や給食で発生する食品残さの削減を図る。 <input type="checkbox"/> 有価物は新聞紙・雑誌・雑紙・段ボール・紙パック・古着・毛布に分別して回収する。 <input type="checkbox"/> 不要となった物品等については他所属での再利用を図る。
その他の環境配慮行動	<input type="checkbox"/> 職員を対象に職員研修を開催し、最新の地球温暖化関連の情報、第4次計画の習熟、省エネ手法などについてのスキル・知識習得を図る。 <input type="checkbox"/> 町が実施するイベント等においては、可能な限り廃棄物の発生抑制やエネルギー使用量の低減化を図る。 <input type="checkbox"/> 公共施設を管理・使用する指定管理者や委託先等に対し、温室効果ガス排出量削減などの環境配慮を要請する。 <input type="checkbox"/> 各職場の業務において、省エネや3Rをはじめ、食の地産地消、緑化、森林吸収源対策の推進など、社会全体の環境負荷を低減し、地域に取組が広がるように努める。 <input type="checkbox"/> 町が実施する公共工事における環境負荷の低減のため、計画段階から設計・施工段階に至る各段階での環境配慮に努める。 <input type="checkbox"/> 本町の特徴である豊かな森林資源を生かした温暖化対策として、主に人工林の適切な管理や公共建築物への木材利用の推進に取り組む。



3 2050ロードマップ

前章に掲げた取り組みについては、実施の目安として以下の段階を設定し、進めていくこととします。

	令和12年度 短期目標 CO ₂ : 47%削減	令和17年度 中期目標 CO ₂ : 61%削減	令和22年度 長期目標 CO ₂ : 74%削減	令和32年度 カーボン ニュートラル
●太陽光発電設備の導入	令和12年度までに 600kW	令和32年度までに1,100kW		
●ZEB化	随時			
●LED照明の導入	令和12年度までに 100%			
●省エネルギー設備の導入	随時			
●公用車電動化	令和12年度までに 4台	令和13年度以降拡充		
●再生可能エネルギー由来電力調達	令和12年度までに 10施設	令和13年度以降拡充		
●デコ活の推進	常時			
●地域産木材利用	随時			
●バイオマス発電の導入検討	令和12年度までに1箇所検討、令和13年度以降設置			
●地域新電力の検討	令和12年度までに検討、令和13年度以降創設			

図 5-10 2050ロードマップ

第6章 実行計画の推進

第4次計画は、環境マネジメントシステムにおける進行管理の考え方であるPDCAサイクルを基本として、継続的な改善を図りながら推進していきます。

各組織等が自らの役割を踏まえ、温室効果ガスの削減に向けて、計画期間内の計画全体の推進及び施設単位での毎年度の取組の推進の両方において、多層的にPDCAサイクルを運用し、継続的な改善を図りながら推進するものとします。

1 計画の進め方

1-1 推進体制の整備 (Plan)

計画推進段階のPDCAサイクルを運用する第一歩として、計画策定及び計画目標の設定を行うと共に、職員一人ひとりの自主的な取組をベースとして、計画に基づく地球温暖化対策を組織的に推進していくため、下図に示す体制を整備します。

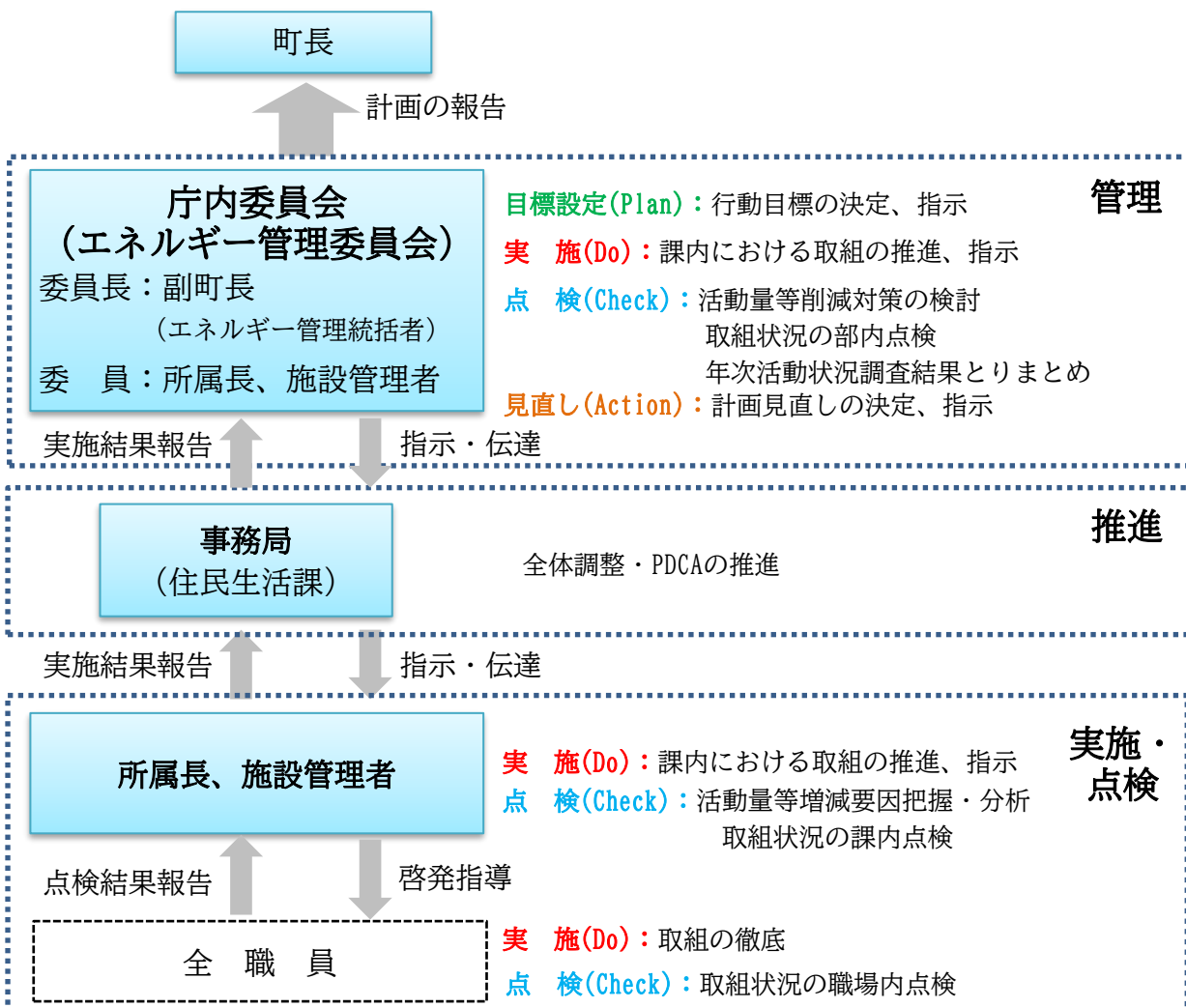


図 6-1 第4次計画の推進体制

1-2 計画の実行 (Do)

(1) 第4次計画のPDCAサイクル

第4次計画の実行にあたっては、計画全体の目標や取組内容を踏まえ、計画期間内の毎年度において実施計画を立案し、全職員が一丸となって取組を実践していきます。

また、温室効果ガス排出状況を定量的に把握するため、エネルギー使用量などの活動を毎年度集計することで取組状況を把握し、その結果から取組の効果を検証します。検証結果は取組の改善策検討に生かし、次年度の実施計画に反映します。

このように、毎年度、取組実行段階のPDCAサイクルを運用し、取組の継続的な改善を図りながら計画を推進していきます。

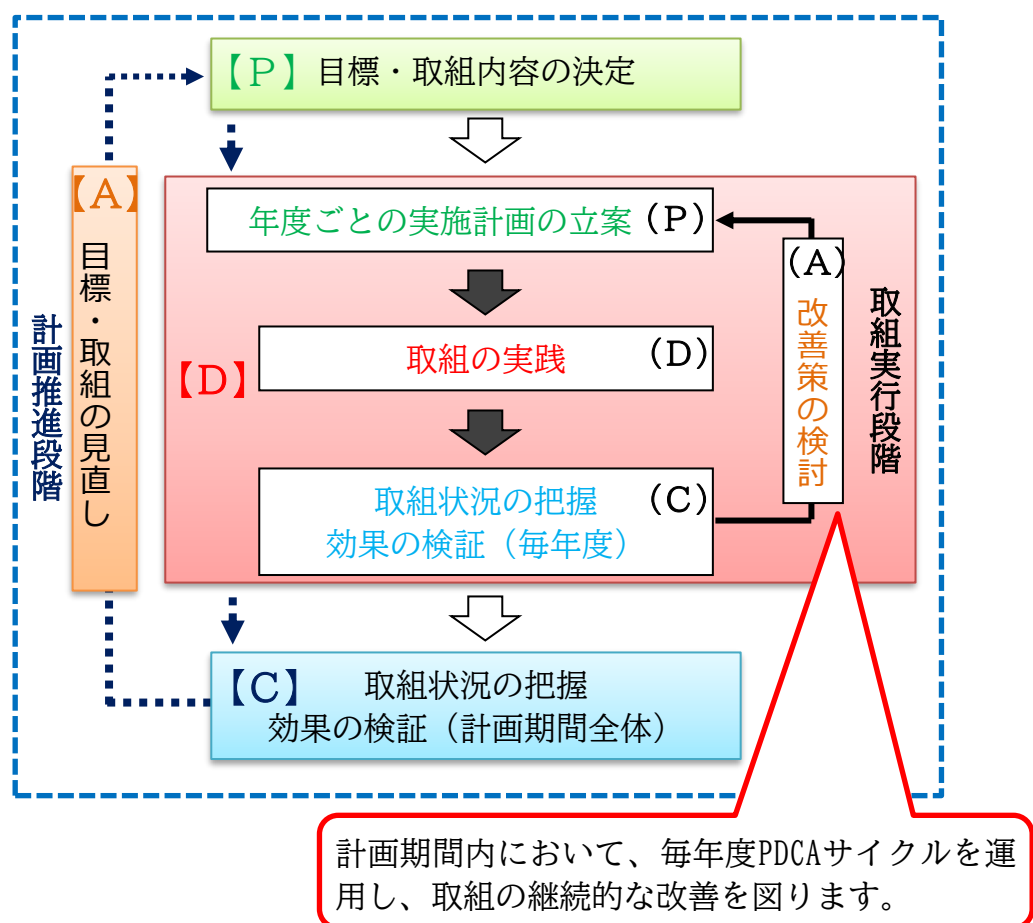


図 6-2 多層的なPDCAサイクルの運用

(2) 取組手順

公共施設の省エネ化の推進にあたっては、図 6-3に示すように各職員の省エネ活動の徹底や設備運用の改善などで省エネ化を図り、個別の施設におけるエネルギー消費状況の把握や分析を実施した上で、運用改善を進めることとなります。

省エネ活動や設備運用の改善だけでは十分な効果が得られない場合や、設備の老朽

化・更新時には省エネ設備の導入を検討します。設備の更新検討にあたっては、まず更新対象となる施設全体のエネルギー消費特性を把握し、代替となる設備のエネルギー消費量が既存設備よりも十分に省エネ設備であることを比較確認し、さらには費用対効果を勘案し、適切と判断された省エネ設備の導入を進めます。

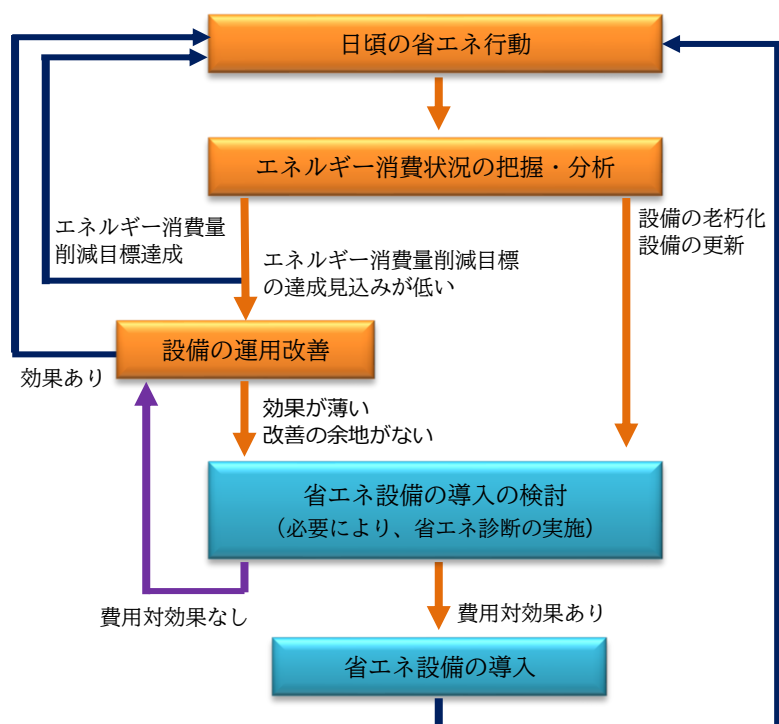


図 6-3 省エネ化にむけた取組手順

1-3 点検・評価 (Check)

計画期間内は、調査対象範囲の温室効果ガス排出状況や職員の取組実施状況について、年度ごとに調査を行います。各所属では所属長、施設管理者が全職員の点検結果に基づき活動量等を取りまとめ、事務局に報告します。

また、所属長、施設管理者は、調査によって明らかになった取組等の実態を踏まえ、活動量等の増減要因分析などを行い、次年度以降、より効果的な取組を実施するための改善方策を検討します。

■ 点検手順

- ❖ 「所属長、施設管理者」は、「事務局」の指示のもとに対象範囲の月ごとの活動量を調査・把握する。
- ❖ 「所属長、施設管理者」は、対象範囲の年度単位の活動量調査結果を年1回「事務局」に報告する。また、基準年・前年度比較での活動量増減要因も併せて調査・報告する。
- ❖ 「事務局」は、活動量調査結果を基に温室効果ガス排出状況を推計・分析し、実行計画の目標達成状況を取りまとめる。
- ❖ 「事務局」は、調査内容及び今後の取組方針に関する提案内容を「庁内委員会」に報告する。
- ❖ 「庁内委員会」は、「事務局」の報告を基に温室効果ガス削減のための施策検討を行う。

1-4 進捗状況の公表 (Action)

第4次計画は、本町の事務・事業の温室効果ガス排出削減を目指すと共に、地域の住民や事業者に対する行政の率先行動として位置付けられます。

また、第4次計画及び計画の運用状況の公表は、住民や事業者に対する温室効果ガス削減への取組の波及や意識啓発を図るだけでなく、行政が地域に対して温室効果ガス削減への取組を公表することで、職員自らの行動を律するものと期待されます。

事務局は毎年度、第4次計画の運用状況等について広報誌及びホームページ等を通じて町内外に公表することで、行政の取組について住民の理解を得ると共に、神河町が一丸となった地球温暖化対策に発展させることを目指します。



2 計画の運用フロー

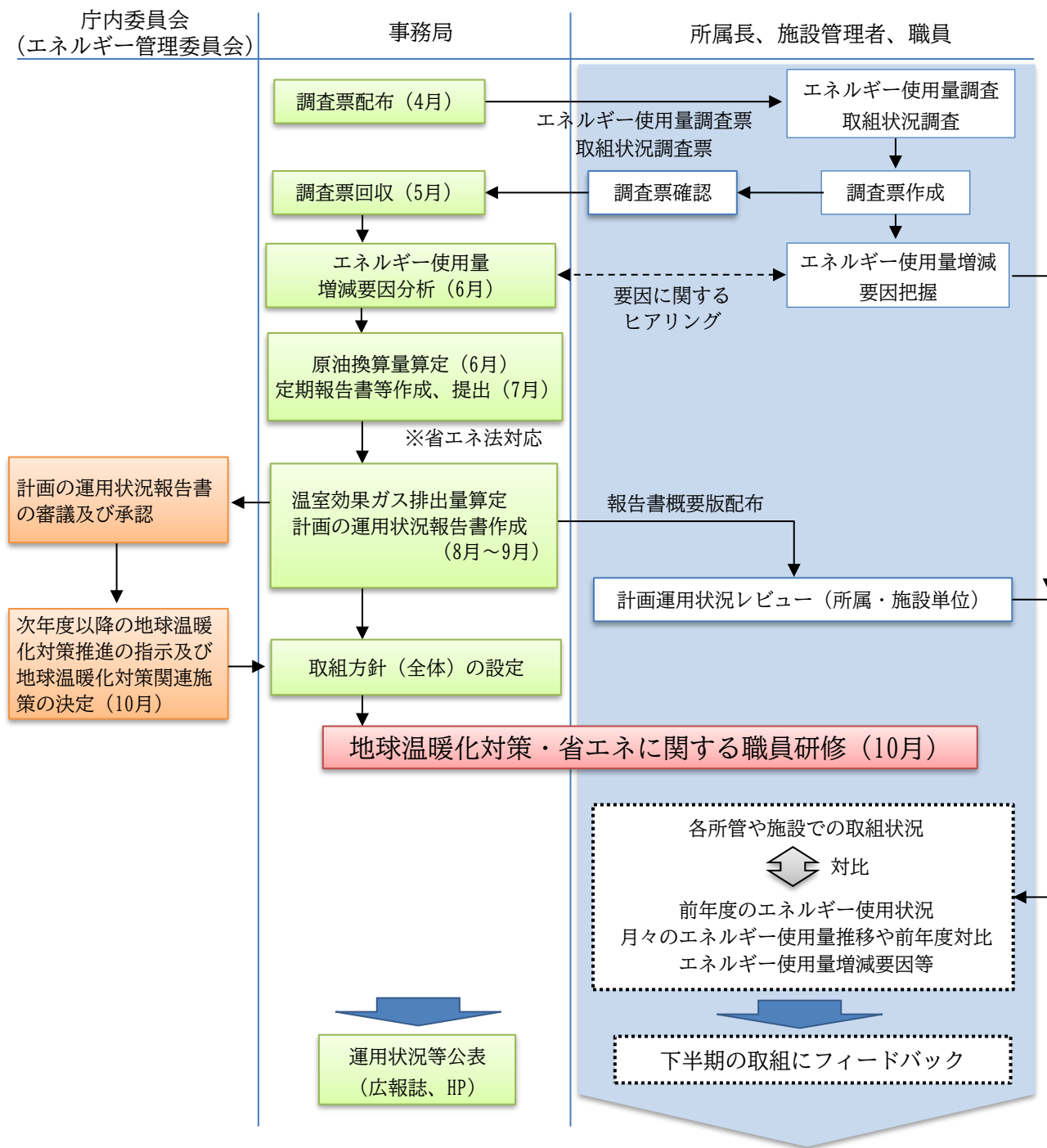


図 6-4 計画の運用フロー